

令和 8 年第 3 回千葉市議会定例会会議録（第 4 号）

令和 8 年 9 月 16 日（水）午前 10 時 開 議

○議事日程

日程第 1 会議録署名人選任の件

日程第 2 議案第 122 号 令和 7 年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 123 号 決算の認定について（令和 7 年度千葉市一般会計歳入歳出決算）

議案第 124 号 決算の認定について（令和 7 年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算）

議案第 125 号 決算の認定について（令和 7 年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）

議案第 126 号 決算の認定について（令和 7 年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）

議案第 127 号 決算の認定について（令和 7 年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算）

議案第 128 号 決算の認定について（令和 7 年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算）

議案第 129 号 決算の認定について（令和 7 年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算）

議案第 130 号 決算の認定について（令和 7 年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算）

議案第 131 号 決算の認定について（令和 7 年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算）

議案第 132 号 決算の認定について（令和 7 年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算）

議案第 133 号 決算の認定について（令和 7 年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算）

議案第 134 号 決算の認定について（令和 7 年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算）

議案第 135 号 決算の認定について（令和 7 年度千葉市学校給食事業特別会計歳入歳出決算）

議案第 136 号 決算の認定について（令和 7 年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算）

議案第 137 号 決算の認定について（令和 7 年度千葉市病院事業会計決算）

議案第 138 号 決算の認定について（令和 7 年度千葉市下水道事業会計決算）

議案第 139 号 決算の認定について（令和 7 年度千葉市農業集落排水事業会計決算）

議案第 140 号 決算の認定について（令和 7 年度千葉市水道事業会計決算）

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

○出席議員

1 番	石 川 美 香 君	2 番	吉 川 英 二 君
3 番	茂 呂 一 弘 君	4 番	岳 田 雄 亮 君
5 番	須 藤 博 文 君	6 番	岡 崎 純 子 君
7 番	黒 澤 和 泉 君	8 番	野 島 友 介 君
9 番	山 崎 真 彦 君	10 番	大 平 真 弘 君
11 番	渡 邊 惟 大 君	12 番	桜 井 秀 夫 君
13 番	青 山 雅 紀 君	14 番	伊 藤 隆 広 君
15 番	前 田 健 一 郎 君	16 番	石 川 弘 君
17 番	小 坂 さ と み 君	18 番	三 井 美 和 香 君
19 番	渡 辺 忍 君	20 番	安 喰 初 美 君
21 番	枇 澤 洋 平 君	22 番	守 屋 聡 君
23 番	蛭 田 浩 文 君	24 番	伊 藤 康 平 君
25 番	阿 部 智 君	26 番	松 坂 吉 則 君
27 番	植 草 毅 君	28 番	岩 井 雅 夫 君
29 番	亀 井 琢 磨 君	30 番	田 畑 直 子 君
31 番	川 合 隆 史 君	32 番	麻 生 紀 雄 君
33 番	段 木 和 彦 君	34 番	佐々木 友 樹 君
35 番	盛 田 眞 弓 君	36 番	櫻 井 崇 君
37 番	森 山 和 博 君	38 番	酒 井 伸 二 君
39 番	小松崎 文 嘉 君	40 番	向 後 保 雄 君
41 番	宇留間 又 衛 門 君	42 番	中 島 賢 治 君
43 番	三 須 和 夫 君	44 番	石 井 茂 隆 君
45 番	米 持 克 彦 君	46 番	石 橋 毅 君
47 番	白 鳥 誠 君	48 番	三 瓶 輝 枝 君
49 番	中 村 公 江 君	50 番	野 本 信 正 君

○説明員

市 長	神 谷 俊 一 君	副 市 長	那 須 一 恵 君
副 市 長	橋 本 直 明 君	病院事業管理者	山 本 恭 平 君
総合政策局長	藤 代 真 史 君	総 務 局 長	中 尾 嘉 之 君
財 政 局 長	勝 瀬 光 一 郎 君	市 民 局 長	市 倉 秀 子 君
保健福祉局長	秋 幡 浩 明 君	こども未来局長	大 町 克 己 君
環 境 局 長	堺 逸 樹 君	経済農政局長	安 部 浩 成 君
都 市 局 長	高 峯 聡 一 郎 君	建 設 局 長	山 田 裕 之 君
消 防 局 長	市 村 裕 二 君	水 道 局 長	日 暮 秀 訓 君

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

会 計 管 理 者	橋 本 欣 哉 君	病 院 局 次 長	柿 崎 恵 司 君
市 長 公 室 長	山 崎 哲 君	総 務 部 長	桑 本 茂 樹 君
教 育 長	鶴 岡 克 彦 君	教 育 次 長	中 島 千 恵 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	清 水 公 嘉 君	人 事 委 員 会 事 務 局 長	大 宮 真 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 規 宏 君	代 表 監 査 委 員	神 崎 広 史 君
○議会事務局			
事 務 局 長	香 取 徹 哉 君	次 長	小 名 木 啓 一 君
議 事 課 長	安 西 雅 樹 君	議 事 課 長 補 佐	佐 藤 大 介 君
議 事 班 主 査	岡 田 昌 樹 君		

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 議案自第122号至第140号代表質疑、決算審査特別委員会設置、委員会付託

公明党千葉市議会議員団代表 ----- 青 山 雅 紀 君

- 1 市政運営の基本姿勢について
- 2 総合政策行政について
- 3 総務行政について
- 4 市民行政について
- 5 保健福祉行政について
- 6 こども未来行政について
- 7 環境行政について
- 8 経済行政について
- 9 都市行政について
- 10 建設行政について
- 11 病院行政について
- 12 教育行政について

日本共産党千葉市議会議員団代表 ----- 安 喰 初 美 君

- 1 市政運営の基本姿勢について
- 2 総合政策行政について
- 3 総務行政について
- 4 市民行政について
- 5 保健福祉行政について
- 6 こども未来行政について
- 7 環境行政について
- 8 経済農政について

- 9 都市行政について
- 10 建設行政について
- 11 消防行政について
- 12 病院行政について
- 13 教育行政について

○議長（松坂吉則君） これより会議を開きます。出席議員は50名、会議は成立いたしております。

日程第 1 会議録署名人選任の件

○議長（松坂吉則君） 日程第 1、会議録署名人選任の件を議題といたします。私より指名いたします。34番・佐々木友樹議員。35番・盛田眞弓議員の、両議員にお願いいたします。

日程第 2 議案自第122号至第140号代表質疑、決算審査特別委員会設置、委員会付託

○議長（松坂吉則君） 日程第 2、議案第122号から第140号までを議題といたします。

代表質疑を行います。公明党千葉市議会議員団代表、13番、青山雅紀議員。

〔13番・青山雅紀君 登壇、拍手〕

○13番（青山雅紀君） 皆さん、おはようございます。公明党千葉市議会議員団の青山雅紀でございます。

まず、質疑に入ります前に、去る 8 月に本市を襲った令和 8 年 8 月千葉豪雨災害により、お亡くなりになった方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災されたすべての市民の皆様に、お見舞いを申し上げます。

この度の豪雨では、市内の観測地点で24時間降水量360ミリを超える記録的な大雨となり、人的被害に加え、市内各地で道路冠水や浸水、崖崩れなど、市民生活や地域経済に甚大な被害をもたらしました。

発災から 1 か月が経過しておりますが、市長をはじめ関係局におかれましては、被災された一人一人に寄り添い、制度の狭間に取り残される方を生まない伴走型支援を、全庁一丸となって推進していただくよう引き続き求めます。

それでは、通告に従い、会派を代表して質疑を行います。

初めに、市政運営の基本姿勢について伺います。

まず、令和 7 年度決算について伺います。

現在、世界経済は、長引く物価高騰や金利動向に加え、中東情勢の緊迫化など、依然として先行きが極めて不透明な状況にあります。

こうした状況を踏まえ、改めて令和 7 年度予算を振り返りますと、市税収入が堅調であるものの、扶助費や人件費の増加に加え、金利上昇に伴う公債費の増加、物価上昇による行政コストの増大、さらには公共施設の老朽化への対応などにより、極めて厳しい収支状況であったと認識しております。

一方で、令和7年度予算においては、子育て支援、教育施策のさらなる充実、持続可能で魅力あるまちづくりの推進、そして都市基盤の充実、強化などに重点的な予算配分が行われました。

そうした状況の中、令和7年度決算は、一般会計の規模が歳入5,697億円、歳出5,660億円であり、歳入歳出ともに、令和2年度決算に次ぐ2番目の規模となりました。

歳出に着目しますと、義務的経費は3,142億円で、民間保育園運営費といった扶助費などの増加により、前年度から100億円増加しました。

また、投資的経費は866億円で、新清掃工場整備を始めとする公共施設の更新などにより、前年度比で249億円の大幅な増加となっております。

近年の財務書類を見ましても、社会保障関係費をはじめとする行政コストの増大や資金老朽化比率の上昇傾向がみられ、決算からも、財政の硬直化や公共施設等の更新など、中長期的な財政運営上の課題が改めて浮き彫りになったものと受け止めております。

決算においては、金利上昇や物価高騰などの社会経済情勢の変化が、本市の歳入・歳出や財政運営にどのような影響を及ぼしたのかを検証するとともに、その検証結果を今後の持続可能な財政運営にどのように生かしていくのかという視点も重要であります。

そこで、伺います。

1つに、令和7年度決算をどのように総括し、評価されているのか。

また、重点的な予算を配分した各施策について、その成果をどのように分析、評価しているのか伺います。

2つに、金利上昇や物価高騰などの社会経済情勢の変化が、本市の財政運営に与えた具体的な影響について伺います。

次に、今後の財政運営について伺います。

近年、物価高への緊急対応や社会保障関係費の増大により、財政調整基金の取り崩しが続き、基金残高は減少傾向にあります。

今後の活用可能額が限定される中で、少子高齢化への対応や老朽化施設の更新など、多額の財政需要が見込まれており、持続可能な財政運営の確保は本市の最優先課題であります。

そこで、本市の決算を踏まえ、既存事業の抜本的な見直しなどによる財源確保にどう取り組んでいくのか、市長の見解を伺います。

次に、資産運営について伺います。

直近の連結財務書類によれば、本市は、インフラ資産や事業用資産など、多くの公共資産を抱える、いわゆるストック型自治体であると認識しております。

一般会計等においても、減価償却費が毎年度相当額計上されており、施設の更新・改修に伴う負担は既に将来の課題ではなく、年次コストとして顕在化しています。

一方、令和7年第2回定例会における我が会派の代表質問において、2035年度末には、築50年を経過した公共施設が約57%に達するとの見通しが示されました。

老朽化対策には莫大な費用を要しますが、近年の物価や人件費の高騰により事業費が膨らむ中、資産の効率的利用、資産総量の縮減、計画的な保全による施設の長寿命化を目指す資産経営の重要性は、かつてないほど高まっていると認識しております。

公共施設の更新問題は、決していつかの課題ではなく、現在進行形で財政を消耗させている課題であることは明らかであります。

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

そこで、お伺いします。

1つに、公共施設等の更新・維持管理費用が市の財政にどの程度負担になっているのか、これまでの推移も含めてお示してください。

また負担割合についての受け止めをお聞かせください。

2つに、公共施設等の更新・維持管理にかかる財政負担について、その軽減にどのように取り組んでいくのか、また市民への説明責任をどう果たしていくのか、お考えをお伺いします。

次に、浸水被害からの生活再建支援について伺います。

令和8年8月千葉豪雨では、都市部特有の新たな課題として顕在したのが、マンション被害であります。

地下電気設備の浸水により、停電、断水、エレベーターの停止が発生し、市内で約20棟のマンションが機能不全に陥りました。

また、自費による介護サービスを余儀なくされた方や一人暮らしの高齢者などが支援につながりにくいなど、発災直後から現場に入り、被災された市民の皆様の切実な声を受け止めてまいりました。

市議団として、これらの課題を受け、8月27日に神谷市長に対し、緊急要望書を提出し、迅速かつ漏れのない対応を強く申し入れたところであります。

そこで、浸水被害からの生活再建支援について伺います。

1つに、電気設備の浸水により被災したマンションへの支援について。

2つに、制度の狭間に取り残されない支援について。

以上二点、お聞かせください。

次に、社会的孤立対策について伺います。

市民の皆様から私ども会派へ寄せられた御要望も踏まえ、社会的孤立対策に関する5つの課題について質問させていただきます。

1つ目は、社会的孤立対策の推進について。

2つ目は、ヤングケアラー、ダブルケア、多重ケアなど、ケアラー全体を対象とした包括的な支援体制について。

3つ目は、不登校を社会的孤立のサインと捉えた教育と福祉の連携について。

4つ目は、若者の居場所づくりと孤立予防について。

5つ目は、高齢者の孤独・孤立の予防と役割の創出についてであります。

初めに、社会的孤立対策の推進について総括的に伺います。

人口減少や少子高齢化、単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などを背景に、社会的孤立は子供から高齢者まで誰にでも起こり得る課題となっております。

孤独や孤立が長期化すれば、生活困窮、虐待、ひきこもり、不登校、自殺、孤立死など複合的な問題につながるおそれがあり、福祉、教育、保健医療、就労、地域づくりなど、市政全体で向き合うべき構造的課題であります。

これは、社会的孤立対策の成否を左右する重要な鍵であり、単に制度を整えるだけではなく、声を上げられない方の声なき声を早期に把握し、必要な支援へ確実につなぐ仕組みを構築することが重要であります。

その責務を果たすことこそ、私たち地方議員に課せられた重要な使命であると思っております。

本年、私ども会派は京都市を視察し、孤独・孤立対策及びケアラー支援の取組を調査してまいりました。

京都市では、令和3年度に全庁横断の孤独・孤立対策のプロジェクトチームを立ち上げており、これまでに131団体との連携協定を締結する官民連携プラットフォームを構築し、支援を必要とする方を適切な支援へつなぐネットワークを運用しています。

また、平成26年度から配置している地域あんしん支援員が、保健師等と連携しながら、制度の狭間にある課題を継続的に把握し、現場の声を庁内で共有する仕組みも確立していました。

視察を通じて強く感じましたのは、孤独・孤立対策の本質は、個別の施策を増やすことだけでなく、支援を必要とする方を早期に把握し、確実に支援へつなぐ仕組みを構築するという点であります。

この観点から本市を見たとき、支援が必要でありながら既存の制度にもつながっていない方の存在は、看過し得ない現実であります。

本市では、困難女性支援事業における相談、訪問、同行支援、居場所の提供、自立支援のほか、こども家庭センターを中心とした妊娠期から子育て期までの伴走型支援など、複合的な課題を抱える方々への包括的支援が着実に進んでいるものと認識しております。

これらの取組を推進してこられた関係各位の御尽力に対し、深く敬意を表するものであります。

また、私は、社会的孤立対策を推進する上で、3つの基本的な視点を市政運営の根幹に据えるべきと考えます。

1つ目は、社会的孤立を個人の問題ではなく、社会全体で解決すべき構造的課題として捉えることであります。

早稲田大学の石田光規教授は、現在の孤独とは、人と人との中間的なつながりや、つながりを選択できる機会そのものが失われた状態であると指摘されています。

こうした視点は、福祉、教育、保健医療、住宅、就労など、多分野が連携した重層的かつ包括的な支援体制を構築し、社会とのつながりを確立していく必要性を示すものであります。

2つ目は、いわゆる支援未接続を生まない市政への転換であります。

制度を知らない、相談先がわからない、自らSOSを発することが難しい方々に対しては、相談を待つ申請主義から、支援を必要とする人のもとへ出向くアウトリーチ型支援への転換が不可欠であります。

本市の福祉まるとサポートセンターを中核として、申請を待つのではなく、誰もが必要ときに確実に支援につながるベーシック・サービスの考え方に立ち、支援を必要とする方へ積極的に出向くアウトリーチ型支援を、一段と加速させるべきと考えます。

3つ目は、根拠に基づく政策立案、いわゆるEBPMによる政策の高度化であります。

相談記録の共有や相談ニーズの可視化、分野横断的な情報連携を進め、根拠に基づく政策立案の実効性を高めることが重要であります。

以上のとおり、社会的孤立対策の成否は、支援を必要とする方をいかに早期に把握し、必要な支援へ確実につなげることができるかにかかっており、そのための仕組みをいかに構築するかが重要であります。

そこで、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向け、市政を挙げて取組んでいただく

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

ことを期待し、以下、伺います。

1つに、本市がこれまで取組んできた社会的孤立対策において、支援未接続となっている方々の実態をどのように把握し、その背景や要因をどのように分析、評価しているのか。

2つに、支援未接続を生まないため、アウトリーチ型支援や伴走型支援を今後どのように充実させるとともに、必要な方へ確実に支援を届ける仕組みをどのように構築していくのか。

3つに、相談記録システムを活用した分野横断的な情報共有や相談ニーズの可視化を進めるとともに、EBPMの考え方を取り入れながら、支援未接続の解消に向けた包括的支援体制を今後どのように充実、強化していくのか、市長の見解を伺います。

次に、ケアラー全体を対象とした包括的な支援体制について伺います。

社会的孤立対策を推進する上で、支援未接続を生まない市政への転換を最も象徴的に体現するのが、家族の介護や育児を担いながら、支援につながりにくい状況に置かれているケアラーの問題であると考えます。

家族の介護や育児、障害のある家族の日常的なケアは、地域社会を支える重要な役割を果たしています。

一方で、家族だから自分が担うのは当然と抱え込み、必要な支援につながらないまま孤立してしまうケアラーも存在します。

ケアラーの孤立は、本人のウェルビーイングを損なうのみならず、ケアを受ける家族の生活にも影響を及ぼすことから、孤立に至る前に支援へ確実につなぐ予防の視点が不可欠であります。

とりわけヤングケアラーは、学業や進路、友人関係に影響を受ける可能性がある一方、自らがヤングケアラーであることに気づかない、また相談をためらうケースも見受けられます。

さらに、介護と子育てを同時に担うダブルケアや、複数のケアを担う多重ケアなど、家族だけにケアを委ねる構造は限界を迎えており、地域・社会全体で支える仕組みへの転換が求められています。

国は、改正子ども・若者育成支援推進法において、ヤングケアラーを初めて法律上の支援対象として明確化するとともに、改正社会福祉法等によって、家族だけで支える福祉から地域や社会全体で支える福祉への方向転換を進めています。

私は、こうした取組は、ケアラーが孤立する前に支援へつなぐ予防の視点に立った重要な政策転換であると受け止めております。

先ほどご紹介した京都市の取組の中でも、特に注目したのが、ケアラーを対象とした包括的な支援体制であります。

京都市では保健福祉局内にケアラー支援推進プロジェクトチームを設置し、分野ごとの制度を超えた全庁横断的な支援を進めるとともに、令和6年11月には全議員の共同提案によりケアラー支援条例を全会一致で制定しました。

さらに本年7月には、社会福祉協議会への委託により京都市ケアラーサポートを開設し、月曜から土曜までの開所に加え、LINE、メール等による24時間受付を実施しており、区役所を地域支援のハブとして、ケアラーの早期把握と伴走支援につなげています。

また、広島市においては、児童家庭支援センターを拠点とする家庭訪問型アウトリーチ支援により、自ら支援を求めることが難しい子供や家庭を早期に把握し、関係機関が連携して切れ目のない支援につなげる体制を構築しているとお聞きしております。

これらの先進事例に共通するのは、相談を待つ行政から支援を必要とする方を見つけ、つなぐ行政への転換であります。

本市においても、ヤングケアラーへの支援をはじめ、教育、福祉、保健医療、地域が連携した取組が進められておりますが、今後はダブルケアや多重ケアも含め、すべてのケアラーを対象とした包括的な支援体制へと発展させていくことが求められています。

そこで、伺います。

1つに、本市では、ヤングケアラーを把握できるようにするため、これまでどのような取組を行ってきたのか、また、今後どのように取組んでいくのか伺います。

2つに、ダブルケアや多重ケアを含め、制度の狭間に置かれたケアラーを生まないため、京都市などの先進事例も参考に、福祉、教育、子供、保健医療など関係部局が連携した包括的な支援体制を今後どのように構築、充実させていくのか、市長の見解を伺います。

次に、不登校を社会的孤立のサインと捉えた教育、福祉の連携について伺います。

不登校児童生徒数は全国的に増加を続け、令和6年度は小中学校で約35万4000人と、12年連続で過去最多を更新しました。

不登校はもはや学校教育の枠を超えた課題であり、子供が社会に向けて発する孤立のサインと受け止め、福祉の視点も含めた総合支援の対象と考えるべきものであります。

国は、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒の社会的自立を目指すことが重要であると示しており、千葉県では全国に先駆けて千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例を制定し、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援することを基本理念に掲げています。

本市においても、第2次不登校対策パッケージによるステップルームティーチャーの配置やライトポートでの支援の充実など、子供たちの多様なニーズに応じた取組が進められている点を高く評価しております。

一方で、不登校児童生徒の背景には、保護者の精神的・経済的負担や、ダブルケア、生活困窮など複合的な課題を抱え、必要な支援につながらない支援未接続のケースが依然として存在すると伺っております。

これは、単なる支援の不足ではなく、物理的、心理的な壁によって生じる構造的孤立の問題であると考えるところです。

また、これまでも申し上げてきましたが、HSC、人一倍敏感な子をはじめ、発達特性や環境刺激への感受性が高い子供、対人関係に不安を抱えやすい子供など、様々な特性を持つ子供たちが、教室の騒音や人間関係の負荷によってストレスを受け、不登校につながる場合があります。

私は、こうした多様な子供たちに対し、その特性に応じた適切な環境調整や、早期からの支援が必要であると考えます。

このような状況を踏まえ、本市では、自ら相談や居場所につなぐことが難しい子供や家庭に寄り添うアウトリーチ型支援として、家庭訪問相談事業を実施しており、社会的孤立を防ぎ、必要な支援へとつなぐ重要な役割を果たしているものと考えます。

不登校への対応につきましても、問題が深刻化してから向き合う事後対応型から、兆候が見られた段階で早期に関わり、家庭への支援や地域とのつながりを築く予防型へ転換していくことが重要と考えます。

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

こうした予防型への転換は、冒頭に申し上げた社会的孤立を個人の問題ではなく、社会全体で解決すべき構造的課題として捉えることと支援未接続の解消という視点を、不登校支援の現場で具体化する取組であります。

誰一人取り残さず、支援未接続を生み出さない不登校支援の実現に向け、教育と福祉をはじめとする関係機関との連携をさらに充実させていくことが必要と考えます。

そこで伺います。

1つに、本市が実施している家庭訪問相談事業について、支援につながりにくい子供や家庭へのアウトリーチという観点から、これまでの成果と課題をどのように検証・評価しているのか、伺います。

2つに、誰一人取り残さず、支援未接続を生まない不登校支援の実現に向けた課題と今後の取組について伺います。

次に、若者の居場所づくりと孤立予防について伺います。

先ほど申し上げた不登校支援は、学校卒業後も切れ目なく支援につながってこそ実効性を持つものであります。

令和7年の小中高生の自殺者は538人と過去最多を更新し、若年層では孤独・孤立を背景とした孤独死やセルフネグレクトのリスクも指摘されています。内閣府の調査でも、孤独感をしばしば感じる人の割合は20代・30代で高く、若い世代こそ孤立のリスクに直面しています。

とりわけ若者は、相談へのためらいや生きづらさからSOSを表に出せず、問題を潜在化させる場合があります。

その背景には、つながりの希薄化や経済的不安に加え、SNSなどオンライン交流が広がる一方で、悩みを安心して打ち明けられる対面の人間関係を築きにくい状況もあり、孤立を深めています。

こうした状況を踏まえ、成長の段階に応じた支援を、学校生活から進学、就労、日々の生活に至るまで切れ目なくつなぎ、若者が安心して人や社会とつながることのできる環境を整えていくことが重要と考えるところです。

そのためには、孤立する前から、安心して過ごせる居場所と、困ったときに誰かとつながれる社会との接点を確保しておくことが重要であり、特にありのままの自分でいられる居場所を地域の中に確保することが孤立の予防につながると考えます。

国も、孤独・孤立対策推進法に基づく重点計画において、若者の居場所づくりやデジタル技術を活用した相談支援の充実を進めており、埼玉県ではメタバース空間に埼玉県バーチャルユースセンターを設置し、アバターによる匿名相談や交流の場を提供しております。

本市においても、子ども・若者総合相談センターでの「家族のつどい～いちご一会～」や、「ちょっと話してみませんか？Link巡回出張相談会」の開催、また、今年度よりスタートした若者の居場所づくりの実証事業など、若者支援の充実に向けた取組が進められているものと認識しております。

一方で、対面中心の支援だけでは支援を必要とする若者を十分に把握できない場合があります、若者のニーズに応じてデジタルを活用した交流や相談の機会を提供していくことも重要ではないかと考えます。また、学校、地域、民間団体と連携し、困難を抱える若者を早期に発見し支援につなぐ相談を待つ行政から、若者のもとへ出向き、つながりを築く行政への発想転換も必要と考えます。

そこで伺います。

1つに、支援につながりにくい若者を含め、若者が支援機関や地域社会との多様な接点を持てるよう、誰もが安心して過ごせる居場所の確保や、デジタルを活用した相談、交流などを実施することが重要と考えますが、本市の見解について伺います。

2つに、若者の居場所づくりの実証事業で得られた結果を踏まえ、今後どのように取組を発展させていくのか、伺います。

次に、高齢者の孤独・孤立の予防と役割の創出について伺います。

我が国では、高齢者や単身世帯の増加を背景に、高齢者の孤立が大きな社会課題となっております。

単身世帯が急増する2040年を見据え、令和6年改正の社会福祉法では、社会福祉協議会と地域包括支援機関が一体的に高齢者を支える仕組みが制度化されました。

これは家族が支える福祉から地域・社会全体で支える福祉への大きな転換であり、本市としましても早期把握と切れ目のない支援体制の強化が求められます。また国は、孤独・孤立対策推進法に基づく重点計画において、つながりサポーターの養成など、地域で孤立している方を早期に把握し、必要な支援につなぐ取組を進めています。

昨年、会派で視察した枚方市では、社会福祉協議会を中心に、見守りから入退院支援、身元保証、死後事務まで一体的に支援する「ひらかた縁ディングサポート事業」が運用され、東京都足立区でも、多職種や地域団体が連携して高齢者を早期に把握し継続的に支援しています。

こうした取組に共通するのは、支援を待つのではなく、地域に出向き、早期に把握して支える福祉への転換であります。

その上で私は、高齢者を支えられる側としてだけ捉えるべきではないと考えております。

長年培ってこられた知識や経験は、地域活動、ボランティア、介護予防活動、子供の見守りなど、地域を支える担い手として大きな力があります。

本市が目指すべきは、高齢者が支えられる側にとどまらず、支える側としても活躍できる地域共生社会の実現であり、そのためには、あんしんケアセンター、地区社協、民生委員・児童委員等が連携した早期把握とライフステージを通じた切れ目のない支援を進めるとともに、高齢者一人一人が役割や生きがいを持ち、地域とのつながりを維持できる環境を整えていく必要があると確信します。

そこで、お伺いします。

1つに、改正社会福祉法等を踏まえ、社会福祉協議会やあんしんケアセンター等と連携し、身寄りがなく孤立した高齢者を早期に把握するとともに、支援未接続を生まない、見守りから入退院支援、身元保証、死後事務まで含めた切れ目のない支援体制を、今後どのように構築・充実させていくのか伺います。

2つに、高齢者が支えられる側にとどまらず、支える側としても活躍できる地域共生社会の実現に向け、今後どのように取り組んでいくのか、市長の見解を伺います。

次に、総合政策行政のうち、防災アセスメント調査を踏まえた取組について伺います。

本市は、長期的な視点に立った防災・減災対策の基礎資料とするため、令和6年度から、風水害と地震災害において想定される建物被害、人的被害や生活への影響などを調査する防災アセスメント調査が実施して参りました。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

このうち、風水害被害想定調査については、調査結果を踏まえ、想定最大規模の高潮について避難の方針を策定し、昨年5月に公表しております。

また昨年度から実施された地震被害想定調査についても同様に、本年7月、調査結果を踏まえた防災・減災対策の方針が示されたところであります。

これら昨年度までの一連の取組は、本市の災害対応力のさらなる強化に資するものであり、高く評価しております。

そこで、防災アセスメント調査を踏まえた今後の取組において、会派として注目するポイント3点について伺います。

1つに、本市にとって津波以上にリスクが高いとされる高潮について、予定している避難計画の内容について。

2つに、避難先の選択肢を増やす分散避難の促進にどのように取組のか。

3つに、会派として推進してきました一般家庭向け感震ブレーカーの設置について、従来の設置補助対象地域はもとより、より広く普及拡大に取組べきと考えますがいかがでしょうか。

以上3点、お聞かせください。

次に、総務行政のうち、職員の働きやすい環境及び健康づくりについて伺います。

本市の成長と市民サービスの向上を支える源泉は、まさにそこで働く人の力であり、人に基軸を置く人事制度の構築が不可欠であります。

また、将来的な労働人口の減少を見越した人的生産性の向上が各事業体の重要な課題となりつつあり、従業員への健康配慮の必要性が高まりを見せております。

健康経営とのキーワードはその象徴で、経済産業省が推進する優良法人認定制度については、その認定を受ける自治体も現れてきております。

本市においても保健福祉局において、対外的に健康づくり推進事業所認証制度に取り組まれていることは承知しておりますが、市民へ健康や働き方を呼びかける立場にある自治体として、率先してその取組を推進すべきと考えます。

そこで、昨年度の決算を踏まえ伺います。

1つに、健康経営を推進する上でワーク・ライフ・バランスの推進や働きやすい職場の整備が重要であります。職員の働きやすい環境づくりに向け、どのように取組まれるのか。

2つに、職員の心身の健康維持・増進のための活動に資する取組の充実を求めます。メンタルヘルス対策を含めた職員の健康づくりについて、健康経営への視点を踏まえたこれまでの取組と今後の展開について。

以上2点、お聞かせください。

次に、市民行政の1つ目に、市民会館の再整備について伺います。

新しい市民会館は、基本計画で大ホール約1,500席、小ホール約300席を備えた5階建ての施設として、想定事業費は他の類似施設の推計から約280億円と示されました。

JR千葉駅南口前から西口側に広がるJR東日本千葉支社跡地で、より西口に近い約4,000平方メートルに単独棟として、令和12年度に建設工事を着手し、令和14年度の完成を目指すとなっています。

また5階建て施設の3階部分にはJR千葉駅とつながるブリッジの設置を検討されているともお聞きしております。

一方、本年6月に改訂された千葉駅周辺の活性化グランドデザインでは、ＪＲ千葉支社跡地の周辺整備において、駅周辺での集客機能の拡充、周辺との一体的な整備による面的な回遊性・滞在性強化、さらには、南口と西口をつなぎ相互補完する機能の導入、そして、市民会館及び複合機能の導入により、文化芸術活動を通じたにぎわいづくり等が期待されております。

今後も、市民や利用団体等と意見を交わしながら施設整備の詳細について検討が進むにつれ、千葉駅周辺のまちづくりに大きく影響を与える新しい市民会館の建設に期待が高まるところであります。

市民に感動や喜び、心の豊かさをもたらす文化芸術活動の拠点として、（仮称）新・市民会館の役割について、本市としてどのように捉えているのかお示してください。

次に、市民行政の2つ目に、千葉国際芸術祭2025について伺います。

本年7月、千葉国際芸術祭2025の実施報告書が公開されました。

本報告書に記載された芸術祭2025の評価として、多くの市民が文化芸術に身近に触れる機会の創出に寄与したこと、障がいのある方や入院中の子供たちも含め多様な市民が参加できたこと及び街の新たな魅力発見や回遊促進につながったことなどが挙げられ、さらに経済効果は25億円に及んだとされています。一方で今後に向けた課題として、芸術祭の運営を支える担い手の育成、定着や、アーティスト支援の充実、福祉、教育、経済など他分野との連携などが挙げられています。

次期芸術祭の総合ディレクターも決定し、今後2028年の本開催に向けた取組が本格化すると思われます。

芸術祭2025の総括を念頭に置きながらも、前回にも増して多くの、かつ多様な市民が文化芸術に触れることで心の豊かさを実感できるような、また作品の創作活動を通じて人と人との結びつきを実感できるような、次期芸術祭の取組となることを念願し、芸術祭の取組を支援していきたいと思えます。

そこでお伺いします。

1つに、千葉国際芸術祭2025の評価結果における重要なポイントについて。

2つに、今後の芸術祭の開催を通じて、本市が目指しているものについて。

以上お聞かせください。

次に、保健福祉行政のうち、5歳児健診について伺います。

乳幼児健康診査は、子供の健康状態を把握し、健康の保持や増進を図るための重要な健診であります。

母子保健法第12条において、1歳6か月児及び3歳児に対する乳幼児健診の実施が市町村において義務付けられており、本市においては、4か月児も追加対象とされ、健診が実施されております。

令和5年12月、こども家庭庁は1か月児及び5歳児健康審査支援事業を通達しました。

この事業の目的は、「乳幼児健診については、母子健康法により、市区町村において1歳6か月児及び3歳児に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たな1か月児及び5歳児に対する健康診査の費用を助成することにより、出産から就学までの切れ目のない健康審査の実施体制を整備することを目的とする」と記載されております。

本市において、1か月児健診を令和7年度より実施していると承知しております。

そこで2点伺います。

1つに、5歳児健診実施に向けた本市の考えについて。

2つに、今後の取組について、お示してください。

次に、こども未来行政のうち、こども性暴力防止法施行への対応について伺います。

本制度は、児童に教育、保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を義務付けるもので、いわゆる日本版DBSとして、従事者が児童に性暴力等を行った場合、その情報を国のデータベースに記録し、学校設置者や事業者が採用時に照会する仕組みが導入される点などが、社会的関心を大いに集めています。

昨年の第4回定例会における、我が会派の一般質問では、現行制度では対象者の把握が十分でないとの懸念を指摘したところであり、今回の新法施行により一定の改善が図られることを期待するものです。

しかし、施行に当たっては、特定性犯罪前科等という極めて機微性の高い情報の厳格な管理、また児童との関係における支配性・継続性・閉鎖性の有無を踏まえた対象事業・業務の範囲設定など、検討すべき論点は多岐にわたります。

そこで伺います。

1つに、本市の職員について、現職者及び新たに採用する者の犯罪事実確認の運用をどのように行っていくのか。

2つに、対象事業者への制度周知及び施行準備に向けた働きかけの状況について。

3つに、実効性のある安全確保措置の構築に向けた本市の取組についてお示してください。

次に、環境行政の1つ目に、脱炭素先行地域におけるゼロカーボン化に向けた取組について伺います。

本市では脱炭素化先行地域事業の一環として、市有施設の電力需要を一元管理するエリア・エネルギー・マネジメント・システムの運用が本年4月より開始され、市有施設における使用電力コストを削減し、ゼロカーボン化を実現することで、年間約6万トンのCO₂排出削減と約5億円の電力コスト削減が見込まれると伺っております。

本市の脱炭素先行地域のコンセプトとして、幕張新都心や動物公園も含めた周辺地域と、一部の店舗等の施設群を先行地域として設定し施策展開がなされており、その取組に期待するところです。

また、本市も加入する脱炭素社会に向けた施策を効果的に進めていくことを目的としたゼロカーボン市区町村協議会では、国に対して施策及び予算に関する提言を提出されたとお聞きしており、本市にとって有益な施策展開となることを願い伺います。

1つに、昨年度までの実績における評価と課題について。

2つに、動物公園周辺や民間施設等への脱炭素化の推進について。

3つに、ゼロカーボン市区町村協議会の提言を踏まえた、本市における新たな施策展開についてお示してください。

次に、環境行政の2つ目に、高齢者等のごみ出し支援について伺います。

年々、ごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障害者の方からの相談が多くなってきており、特に、上層部の市営団地やマンション、アパートにお住まいの方からの相談件数が顕著であります。

本市においては、高齢者等ごみ出し支援事業補助金や千葉市シルバー人材センターによる

ワンコインサービスによるごみ出し支援を実施していると承知しております。

しかし、高齢者等ごみ出し支援事業補助金のごみ出し支援実施団体及び千葉市シルバー人材センターのワンコインサービス実施者、共に登録数がまだまだ少なく、空白地域も多く存在しており、一部の地域のみで実施しているという現状があります。

少子高齢化が進み、今後、ごみ出し困難者はますます増加すると見込まれております。

また、本市においては、来年の令和9年12月よりプラスチック資源の分別収集が開始されることもあり、市民がごみ出しを行う機会も増えることとなるため、今まで以上のごみ出し支援が必要になると思われます。

そこで2点伺います。

1つに、高齢者等のごみ出し支援の現状の取組と課題について。

2つに、今後の取組について、お示しください。

次に、経済情勢における、物価高を踏まえた地域経済支援について伺います。

わが国の景気は、エネルギー高騰、円安の影響、さらには人手不足などによる負担感もあり、実感としての回復に慎重な見方が広がっております。

そして、物価高騰や人件費の上昇が続く中、中小企業者においては、増加したコストの価格転嫁が十分に進んでいない状況も見受けられます。

本市においては、これまで市内中小企業者への経営基盤の確立、生産性の向上、資金繰りの安定のための金融機関からの融資に対して、利子補給等の支援や市独自の支援金として、千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金の給付を繰り返し実施し、さらに直近では、中東情勢等の影響により、原材料価格等の急激な上昇に対し、さらなる支援が必要とのことから、支援金額も増大してまいりました。

しかしながら、これからも人件費及び物価高騰により、事業活動に影響を受けている中小企業者を支援するため、物価高対策など長期的な経済動向を見据えた的確な地域経済への支援が求められ、中小企業者の価格転嫁等に向け支援体制の充実と相談・支援窓口への誘導や設備投資及び人材育成など生産性向上の支援に重点を置くべきと考えております。

そこで、物価高対策など長期的な経済動向を見据えた地域経済支援について、これまでの中小企業者支援の総括と今後の取組についてお聞かせください。

次に、都市行政の1つ目に、都市計画道路の見直しについて伺います。

都市計画道路は、都市計画法に基づき都市計画決定された道路であり、人や物の円滑な移動を支える交通機能に加え、市街地形成、防災、景観形成、環境保全など多様な役割を担う都市の根幹的な施設であります。

そのため、本市の持続的な発展を支える重要な都市基盤として計画的かつ着実な整備を推進していくことが必要であると考えております。

本市においては、近年、千葉大学医学部附属病院周辺の本町星久喜町線や塩田町菅田町線をはじめ、市内各地で都市計画道路の整備が進められており、交通渋滞の緩和や交通安全性の向上、市街地環境の改善などに大きく寄与しているものと認識しております。

一方で、我が国では人口減少や少子高齢化の進展、社会経済情勢の変化、ライフスタイルの多様化などにより、都市を取り巻く環境は大きく変化してきております。

こうした状況を踏まえ、都市計画についても、時代の変化に応じて適時適切に見直しを行うことが求められております。

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

本市では、平成27年度に都市計画道路の見直しを実施しておりますが、それから約10年が経過した現在においても、依然として事業未着手となっている路線が存在します。

都市計画決定が長期間継続することは、沿道住民の土地利用や建築行為に一定の制約を及ぼすことにもなるため、改めて都市計画道路の必要性や実現性を検証し、時代に即した見直しを進めていく必要があるのではないかと考えます。

そこでお伺いします。

1つに、本市の都市計画道路にかかる、これまでの実施してきた見直しの取組についてお聞かせください。

2つに、人口減少や社会経済情勢の変化を踏まえた、今後の都市計画道路の見直しに関する基本的な考え方と、前回の見直しから約10年が経過している中で、新たな見直しを実施する予定があるのか、あわせてお示しください。

次に、都市行政の2つ目に、バス路線廃止届出に対する対応について伺います。

海浜幕張駅と花島公園を結ぶバス路線、いわゆる花島公園長作町線の路線廃止がバス事業者より関東運輸局に届出され、沿線住民の移動手段が脅かされる事態に至りました。

その後、市当局の尽力により、このほど事業者から令和9年4月以降も運行継続する見解が示されました。

公共交通であるバス路線の廃止は、沿線地域にとっての死活問題であるとともに、市民の移動が制限されることにより、本市の都市計画及び地域経済に影響を及ぼす重大な問題であります。一方で現行の法制下では、基本的に事業者が廃止する意向があればそのままバス路線を廃止できる制度であることも、全国各地でバス路線の廃止が頻発している要因と考えられます。

バス路線の維持のためには従来からの取組とともに、今回路線廃止届出の主因となった運転手の働き方改革への対応や、法制面に関する取組も検討していく必要があると考えます。

そこで伺います。

1つに、バス事業者からの路線廃止届出に対するこれまでの対応について。

2つに、全国的に問題となっている路線バスの運転手不足、及びバス路線廃止への対応など、国に対する要望などを含めた今後の取組についてお聞かせください。

次に、建設行政のうち、マンホール蓋の災害対策について伺います。

マンホール蓋は、下水道管路施設の中で唯一、目視により確認できる構造物であり、豪雨災害などの災害時でも要求される性能を満足させる必要があります。令和8年8月千葉豪雨においても、マンホール蓋の飛散が発生していると伺っております。

本市では、車道部に設置されたマンホール蓋の調査をモバイルマッピングシステム車両により撮影し、画像のAI解析を行うことで更新対象の判別、調査の迅速化をはじめコスト縮減に努めております。

市内に布設された、約12万基のマンホール蓋のうち、飛散・浮上防止機能を有した安全対策型と判断できない蓋が約9万基あり、そのうち歩道部は、約1万6,000基とされ車道部と同様に調査効率を図る必要があります。

そこで、決算を踏まえた本市の現状とこれまでの取組について伺います。

さて、本市では先日、歩道部のマンホール蓋点検として、社会参加型・位置情報ゲームアプリを活用し、撮影、投稿するマンホールアドベンチャー体験会を広報されました。

東京23区の一部では、3日で約1万基のマンホールの確認が完了するなど、他の実施自治体においても一定の効果が見受けられますが、マンホールアドベンチャーの狙いと概要についてお聞かせください。

次に、病院行政について伺います。

令和8年8月千葉豪雨の発災から、ちょうど1か月程度が経過し、災害対応の総括にはまだ時間を要するものの、千葉豪雨の前月には令和8年熊本地震も発災するなど、既に災害医療に関する重要な論点が浮かび上がっております。

とりわけ熊本地震においては断水により県内40の医療機関が診療停止に追い込まれた事例は、災害における上水道の脆弱性を浮き彫りにしました。

令和元年台風で本市が長期停電を経験した能登半島地震では下水道管の損傷が深刻化したことを踏まえると、今回の災害は医療機能維持に不可欠なライフラインの多重的確保を強く示唆するものであります。

さらに、今回の千葉豪雨では、市内の医療機関において地下の電気設備と非常用電源が使用できなくなる事態が発生し、入院患者が転院を余儀なくされる事態も発生しました。

もとより、地域災害拠点病院である千葉市立両病院は、災害時における自らの事業継続のみならず、災害によっては地域医療や被災地へのDMAT、DPATの派遣が要請されるなど、本市が両院を編成する自治体として、平時からの連携訓練や人材育成の強化も求められるところです。

そこでお伺いします。

こうした教訓が既に顕在化する中、本市の市立病院ではどのような体制整備を進め、災害医療に備えているのか、お示しください。

次に、教育行政のうち、院内学級について伺います。

全国的に、入院中の児童生徒の学びを保障するため、院内学級の整備が進められており、全国で数百規模に上る設置がなされるなど、教育と医療を結ぶ重要な役割を担っております。

こうした中、本市においても、市立青葉病院や海浜病院などに院内学級が設置され、市立病院や県立特別支援学校が連携しながら、院内学級での指導やベッドサイドでの個別学習など、児童生徒の状況に応じたきめ細かな教育を実施してきたものと認識しております。

市議団では、新たに整備される幕張海浜病院の関連施設を視察させていただきました。

幕張海浜病院は、西部地域の中核病院として総合的な医療機能を担い、小児科病棟を有する県内でも数少ない病院であります。

院内学級が併設されることで、治療と教育を一体的に支える環境が整うことは、大変意義深いものと感じております。

とりわけ、令和8年4月の幕張若葉小学校の開校と、同年10月の幕張海浜病院の開院、さらに両施設が隣接するという環境は、院内学級の教育環境を大きく前進させる好機であると考えます。

一方で、入退院に伴う学習の継続性の確保や、集団で学ぶ機会の確保、医療機関との調整など、院内学級ならではの課題も依然として存在しております。

そこでお伺いします。

1つに、本市における院内学級は、いつ頃から設置され、どのような経緯で現在の体制に至ったのか。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

2つに、本市における院内学級の現状と課題を踏まえ、今後どのように充実を図っていくのか、見解を伺います。

以上で、1回目の質疑を終了します。御答弁よろしくお願いします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。神谷市長。

〔市長 神谷俊一君 登壇〕

○市長（神谷俊一君） ただいま、公明党千葉市議会議員団を代表されまして、青山雅紀議員より市政各般にわたる御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

初めに、令和7年度決算についてお答えします。

まず、7年度決算と、重点的に予算を配分した事業の評価についてですが、7年度決算は、一定程度の実質収支を確保するとともに、基金からの借入残高を削減するなど、財政の健全性の維持に努めた決算であると認識しておりますが、一方で、病院事業の累積欠損金が増加したほか、歳出の増が歳入の増を上回る状況の中で、財政調整基金残高も減少するなど、財政状況は厳しさを増してきているものと考えております。

このような厳しい状況ではありますが、市民生活の向上と本市の持続的発展に向け、物価高騰の影響に機動的に対策を講じながら、子供、教育や健康、福祉、安全・安心や都市、交通など、予算を重点配分した分野については、概ね見込んでいた成果を上げることができたと考えております。

主な事業について申し上げますと、子供、教育の分野では、産後ケアの利用者負担額の引き下げを行うとともに、生後1か月児の健康診査費用の助成を開始したほか、昨年4月に制定した子ども・若者基本条例に基づき、こども・若者会議を設置し、市政へのこども、若者の意見をお伺いするとともに、こどもの権利救済相談室を開設いたしました。

健康、福祉の分野では、新たに带状疱疹ワクチン接種費用助成を実施するとともに、福祉まるごとサポートセンターにおいて、社会から孤立している方などで既存の制度のみでは十分な支援が行き届かない方を対象に、地域活動などの社会参加に向けた支援を新たに実施いたしました。

安全・安心の分野では、災害対応体制の強化のため、地震における建物被害や人的被害などの被害想定を行う防災アセスメント調査を実施するとともに、防犯対策の推進のため、全市立学校への防犯カメラの設置を完了したほか、都市、交通の分野では、路線バス事業者への支援など持続可能な公共交通ネットワークの形成に取組とともに、バス待ち環境の向上や高齢者の外出支援等のため、新たに病院や大規模商業施設等の生活関連施設近辺のバス停も対象にベンチの整備を進めてまいりました。

加えて、物価高対策では、学校・保育施設の給食費高騰分の支援のほか、中小企業者や公共交通事業者への支援などを実施し、影響緩和を図ったところであります。

以上、主な成果を申し上げましたが、厳しい財政状況の中、今後も市民生活の向上に向けて、効率的・効果的に事業を推進し、魅力・活力のあるまちづくりを進めてまいります。

次に、金利上昇、物価高騰等の財政運営への影響についてですが、金利上昇、物価高騰等は、決算において、本市の財政運営に様々な影響を及ぼしているものと認識をしております。

金利上昇については、本市発行の10年債と比較しますと、令和7年4月の借入金利は1.51%と前年度比で0.67ポイント上昇、本年7月の時点では2.99%と更に上昇しており、近年の公債費負担の増加要因となっております。

また、物価高騰等については、近年、光熱費や資材価格の増加のほか、賃金上昇に伴う委託料の増加などにより、市有施設の維持管理や公共工事、各種行政サービスの提供に係る経費に影響し、行政コストの増加要因となっております。

7年度決算におきましても、市税収入が個人市民税の増加などにより前年度を上回った一方、社会保障関係経費や施設の老朽化対応に加え、こうした行政コストの増加により、歳出の増が歳入の増を上回る状況となったものと認識をしております。

加えて、物価高騰の影響を受ける市民生活・事業活動への支援として、学校・保育施設の給食費高騰分の支援など本市独自の取組も実施しており、これらの財政支出の増加が財政調整基金残高の減少の一因となっております。

今後においても、金利や物価の上昇により、財政運営への影響が懸念されることから、国に対して十分な財源措置を要望するとともに、経費の不断の見直しを行うなど、効率的な財政運営に努めてまいります。

次に、今後の財政運営についてお答えします。

決算を踏まえた、事業見直しなどによる財源確保についてですが、令和7年度決算では、歳出の増が歳入の増を上回る状況が継続するとともに、財政調整基金残高も減少し、活用可能額が限られるなど、今後、極めて厳しい財政状況になるものと認識をしております。

一方で、本市のさらなる発展に資する投資や、時代に即した市民ニーズへの的確に対応することも求められており、こうした中、8年度には、持続可能な財政運営に向け、長寿祝金・祝品や三世代同居・近居支援など、多くの見直しを予算に反映したほか、清掃工場で発電された電力を活用し電気料金を削減するなど、効率化を図りますとともに、施設利用料の料金改定を15年ぶりに実施したところであります。

今後の財政運営に当たりましては、既存の事務事業について、あらゆる分野において、社会経済情勢や市民ニーズの変化、決算を踏まえた事業成果等の検証を通じて、8年度から強化している、必要性や効果が薄れた事業の縮小、より効率的な手法への変更などの見直しの取組をさらに推進してまいります。

また、自主財源の確保に向けて、市税等の徴収率の一層の向上や、税源の涵養の取組を着実に推進するとともに、引き続き、公共料金の受益者負担の適正化を図るほか、国、県の動向などの情報収集や、積極的な働きかけを通じて財源を確保するなど、あらゆる歳入確保の徹底を図ってまいります。

こうした取組を通じて得られた財源により、市民サービスの向上に必要な施策には重点的に予算を配分するなど、財政の健全性維持に配慮しながら、持続可能な財政構造の確立に努めてまいります。

次に、資産経営についてお答えします。

まず、公共施設等の更新・維持管理費用の市財政への負担についてですが、令和7年度の公共施設等の更新・維持管理費用は、10年前の平成27年度の584億円から1,361億円に増加しており、歳出全体に占める割合も6.9%から13.3%に上昇しております。

これは、高度経済成長期や政令指定都市への移行期に集中的に整備した公共施設等の老朽化が進む中で、更新・維持管理対応の緊急性・必要性を認識し、改修等に取り組んだ結果であります。本市にとって大きな財政負担になっていると認識をしております。

今後も、将来にわたり市民サービスを安定的かつ継続的に提供していくため、非常に厳し

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

い財政状況の中でも、市民生活の向上や本市の発展につながる施策とバランスを取りながら、公共施設等の更新・維持管理に努めてまいります。

次に、公共施設等の更新・維持管理にかかる財政負担の軽減に向けた取組と現状にかかる市民への説明についてですが、本市では、これまで千葉市公共施設等総合管理計画に基づいて、施設の集約化や複合化などに取組、資産総量の縮減を図って参りました。

今後は、公共施設等のさらなる老朽化の進行に伴い、施設に係る経費は大幅に増大することが見込まれていることから、より一層踏み込んだ資産経営が必要であり、引き続き資産総量の縮減に努めるとともに、建物の超長寿命化、民間活力の活用など、あらゆる手段により維持管理費用を低減し、財政負担の軽減に努めてまいります。

また、公共施設等にかかる市民への説明についてですが、公共施設の建物情報、利用状況、維持管理コストなどを示した資産カルテを施設窓口等で掲示するなど、資産の見える化に取り組んでおります。

さらに、個別施設の住民説明会において市全体の公共施設等を取り巻く状況についても説明しているところではありますが、今後も様々な機会を捉えた市民へのより丁寧な説明に努めてまいります。

引き続き、市民の皆様の理解を得ながら、資産経営を進めてまいります。

次に、浸水被害からの生活再建支援についてお答えします。

まず、電気設備の浸水により被災したマンションへの支援についてですが、まずは、要配慮者の状況把握と支援を最優先として、ケアマネジャー等の協力を得ながら、保健師等が被災したマンションを訪問し、安否確認と健康確認を実施するとともに、要配慮者以外の方も含めた全戸を対象に、被害状況、復旧見込み、必要な支援などの把握を行いました。

こうした市職員の訪問等を通じて把握した住民の皆様のニーズに基づき、飲料水や蓄電池等の支援物資を提供するとともに、マンション周辺にトイレカーを設置しました。

また、新たに、きぼーるの子ども交流館を避難所として開設し、水循環型シャワーシステム等を設置するなど、避難生活環境の整備を図って参りました。

あわせて、一部の被災したマンションの復旧には長期間を要する見込みであることから、災害救助法に基づく賃貸型応急住宅に早期に入居できるよう国に要請し、速やかに認められたため、9月1日から入居の受付を開始しております。

今後につきましては、引き続き、状況に応じた必要な支援を行うとともに、今回の一連の対応について検証を行い、改善策を検討してまいります。

次に、制度の狭間に取り残されない支援についてですが、被災により必要に迫られて利用した介護サービスが支給限度額を超えてしまうケースに対して、在宅生活が困難になった際のセーフティーネットである、養護老人ホームでの受入れなどの支援を行ったところであります。引き続き、災害時等に支給限度額を超えてしまうことのないよう、ケアマネジャー等に対し、必要な助言を行ってまいります。

また、被災により一時的に自宅に住むことができなくなった高齢の方などに対する支援といたしまして、介護保険料やサービス利用料の減免を行っているほか、ケアマネジャー等の協力を得ながら、そうした方々の状況やニーズの把握に努めて、庁内関係部署と、あんしんケアセンターや災害ボランティアセンター等が連携し、生活再建に向けた支援を行ってまいります。

次に、社会的孤立対策についてお答えします。

まず、支援につながっていない方の実態把握についてですが、民生委員・児童委員をはじめ、地域や行政関係機関などからの情報を通じて、支援が必要な方の把握に努めております。

新たに確認ができた方へは、福祉まるごとサポートセンターをはじめ、多くの支援関係機関が連携することで、早期支援につながるよう取組んでおります。

また、分析、評価についてですが、ライフスタイルの変化等により、地域とのつながりが希薄化していることで、必要な制度や専門的なサービスにつながっていないケースも一定程度想定されますことから、多くの方に支援策を知っていただけるよう、市政出前講座等により周知を図っております。

引き続き、支援につながっていない方の把握と早期支援に努めてまいります。

次に、アウトリーチ型及び伴走型支援の充実についてですが、福祉まるごとサポートセンターでは、支援が必要でありながら、自ら相談をすることが難しい方に対しては、積極的なアウトリーチにより、支援につながりにくい方と時間をかけて関係性を構築することで、その後の支援につながるよう取組を進めております。

対象者の自立に向けましては、従来からの課題解決型の支援だけではなくて、本人の御意向等を踏まえ、継続的な関わりを重視する伴走型の支援にも取組んでおります。

また、必要な方へ確実に支援を届ける仕組みの構築についてですが、本市では、包括的支援体制の整備を進めており、福祉、保健、医療、教育などの関係機関が連携して、それぞれの専門性を生かしながら切れ目のない支援に取り組んでまいります。

次に、EBPMの考え方に基づいた包括的支援体制の整備についてですが、包括的支援体制の整備にあたりましては、客観的なデータに基づき施策を検証し、継続的に改善していくことが重要であり、そのためには、相談内容や支援経過、成果などを蓄積、分析する必要がございます。

このことから、まずは年間約1万件程度の相談対応について、相談記録作成支援システムなどを活用し分析することで、地域生活での課題や支援ニーズを明らかにしていきたいと考えております。

その上で、分析結果を用いて参考となる事例を抽出し、現場の相談対応に役立てるなど、効果的な取組につなげて参りたいと考えております。

次に、ヤングケアラーの把握に関するこれまでの取組内容についてですが、児童・生徒向けのパンフレットを作成し、学校を通じて配布することで、ヤングケアラーについての正しい理解促進や認知度向上に努め、自らがヤングケアラーであることに気づくきっかけとなることや、相談や支援を求めることをためらわず行えるよう周知啓発をしております。パンフレットの配布にあたりましては、内容に触れながら行うことで、児童、生徒だけではなく、教員についてもヤングケアラーに対する認識を深めてもらうような取組もしております。

また、介護保険分野などの日常的な訪問や相談でヤングケアラーに気づくこともありますため、広く福祉関係や学校などの関係機関に対し支援者向けの研修を実施して、周囲の大人が気づきを得られるよう取組んでおります。

今後の取組についてですが、今年度、これまで進めてきた周知啓発の効果を検証し、さらなる支援につなげていくため、ヤングケアラーに関する実態調査を行うほか、学校が実施する生活実態調査に、新たにヤングケアラーに関する質問を加えて、把握に努めているところであ

り、必要な支援につなげていきたいと考えております。

次に、全庁的なケアラー支援体制についてですが、ケアラーの中には、ヤングケアラーや多重ケアの状態にあるなど、複数の分野にまたがる課題を抱える方がいらっしゃるから、包括的に支援を実施するため、関係部局が課題を共有し、連携して支援していくことが重要であると認識しております。

このため、今年度は、高齢、障害、児童、教育の各担当部局による庁内会議を開催したほか、庁外の支援機関と事例検討などを行う多職種連携会議を開催し、連携強化とスキルアップを図っているところであります。

今後も関係部局等が連携し、ケアラー支援体制の充実に努めてまいります。

次に、若者の居場所に対する本市の見解についてですが、若者の居場所は、単に過ごすための空間にとどまらず、同世代や地域の人々との交流やつながりを維持、形成できる機会を創出するとともに、若者が抱える悩みや不安、孤立につながるサインに早期に気づいて、必要に応じて適切な支援につなげる役割などが期待できるものと認識しております。

また、デジタルを活用した相談等についてですが、対面に不安や抵抗を感じる若者のほか、匿名性が確保された環境での相談や交流などを希望する若者に対して、ICT等のデジタル技術の活用は時間や場所にとらわれることなく、気軽に相談等の機会を提供できる手法の一つであると認識しております。

次に、今後の取組についてですが、今年度、若者の居場所に対するニーズを把握することを目的として、地域において若者が安心して過ごせる居場所を実証的に開設しております。

先月上旬には、千城台コミュニティセンターにおきまして、ちしろベースを開設し、5日間で延べ37人の利用がございました。利用者は、1人で自習に取り組むほか、カードゲームを通じてスタッフや他の利用者との交流を楽しむなど、それぞれが思い思いの時間を過ごしている様子が見受けられました。

また、利用者アンケートにおいて、利用する前と比較して感じたことを尋ねましたところ、気持ちが楽になった、話せる人が増えたと回答する方が多く、孤独に思う時間が減ったとの回答も見られますなど、地域における居場所の存在が、人とのつながりの形成や孤独感の軽減などに一定の効果を有していることを確認しております。

来月には、美浜区内におきまして、大学と連携した居場所の提供を予定しており、これらの実証で得られる意見も踏まえながら、若者にとって利用しやすい居場所の条件や居場所に求められる機能などを整理して、本市の若者のニーズに応じた居場所づくりの展開につなげてまいります。

次に、身寄りのない高齢者への支援体制の構築についてですが、本市では、将来の不安を軽減し、最期まで自分らしく安心して暮らしていただけるよう、エンディングサポート事業を実施しております。

具体的には、あんしんケアセンターや、終活に関する連携協定を締結している民間事業者において、相続、生前整理、葬儀やお墓などの相談に対応しているほか、終活について元気なうちから自分事として考えられるよう、市民向け講習会などにより必要な情報の提供や啓発を行っております。

社会福祉法の改正により、頼れる身寄りがない高齢者等に対し、日常生活の支援に加え、入院・入所等の手続き支援や死後の事務の支援を行う事業が位置付けられたことから、国にお

いて今後策定されるガイドライン等を踏まえて、実施に向けた検討を進めてまいります。

次に、高齢者が活躍できる地域共生社会の実現に向けた取組についてですが、本市では、シルバー人材センターにおける就労支援や、生涯現役応援センターにおいてボランティア団体とのマッチングを行っております。また、あんしんケアセンターなどに配置している生活支援コーディネーターによる住民同士の支え合い活動やその担い手への支援などを行っております。

さらに、地域づくり大学校において、地域活動に関する講座や実地体験を通じて、受講者が地域の担い手として活躍できるよう支援しておりますが、地域のニーズや受講者アンケートの結果を踏まえて、カリキュラムの見直しなどを行ってまいります。

こうした取組を着実に実施することにより、引き続き、高齢者の生きがいがづくりや健康づくりに繋げていきますとともに、地域の担い手として活躍していただけるように支援してまいります。

次に、市民会館の再整備についてお答えします。

（仮称）新・千葉市民会館の役割についてですが、本市では、新市民会館の建設予定地をJR東日本千葉支社跡地とし、単独棟で整備する方針としたことに伴い、利用団体をはじめ、広く市民の皆様から改めて御意見を伺い、先月に、（仮称）新・千葉市民会館整備にかかる基本計画として、新市民会館が担うべき役割や目指す姿を整理いたしました。

新市民会館は、これまで市民会館が果たしてきた、市民の文化芸術活動を支える役割を継承しながら、本市最大の交通拠点であり、多様な都市機能が集積する千葉駅前という立地を生かして、市民が文化芸術に親しむ機会の充実を図るとともに、市内外から多くの人々が集い、交流し、新たな文化や地域の魅力を創造、発信する文化交流拠点として整備するものであります。

これにより、新市民会館を中心とした文化芸術活動や交流の輪を市内各地域へ広げ、市全体の文化の醸成を牽引するとともに、駅周辺の商業、業務など都市機能との相乗効果によって、まちなかの回遊性の向上やにぎわい創出を通じて、千葉都心の活性化を促し、さらには都市全体の魅力向上に寄与する役割を担うものと考えております。

また、今回の千葉豪雨のような災害時には、千葉駅周辺で発生する帰宅困難者を一時的に受け入れる施設としての役割を担うこととしております。

これらの役割を踏まえまして、新市民会館の目指す姿として「ひとが集い、まちを育み、文化をつむぐ」を基本理念に掲げたところであり、その実現に向けて、着実に整備を進めてまいります。

次に、千葉国際芸術祭2025についてお答えします。

千葉国際芸術祭2025の評価結果における重要なポイントについてですが、国際芸術祭では、これまで作品の創作や発表の場となっていなかったまちなかの商業空間や公共空間など市内各所を会場に、多彩なアートプロジェクトを展開したことで、延べ20万人を超える参加者があり、市民が身近な場所で文化芸術を楽しむ環境づくりに寄与したほか、日常生活の中で文化芸術に接する機会を広げ、まちなかの新たな魅力発見や回遊促進につながったものと考えております。

各会場の運営責任者やボランティアなど、現場を支える人材の活躍が芸術祭の運営を支える重要な基盤となったほか、会場の選定等において地域団体や企業等と連携するなど、新しい

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

交流やネットワークの形成につながったと考えております。

これらは、芸術祭の基本理念として掲げた人づくり、まちづくり、未来づくりにつながる成果であり、今回の評価結果における重要な点であると捉えております。

次に、今後、芸術祭の開催を通じて本市が目指しているものについてですが、

千葉国際芸術祭2025で生まれた市民の文化芸術への関心や関わりを一過性のものとせず、継続的な活動や地域での新たな取組へと発展させていくことが重要であると考えております。

そのため、次期芸術祭において、市民が身近な地域の魅力を発見し、自ら考え、行動するきっかけをつくるとともに、市民同士や地域、企業、大学などのつながりや交流を生み出す取組を継続することとして、今年度からは、文化芸術の担い手を育成するプログラムの実施を予定しております。

今後も、芸術祭の開催を通じて、文化芸術や本市の魅力を広く発信するとともに、市民が文化芸術や地域に関わる機会を増やし、そこから生まれる人のつながりや活動を地域に広げていくことで、心豊かで活力のある千葉市の実現を目指してまいります。

次に、バス路線廃止届出に対する対応についてお答えします。

まず、バス事業者からの路線廃止届出に対するこれまでの対応についてですが、本年3月、バス事業者により、本市及び千葉県バス対策地域協議会に対して、花島公園長作町線を含む3路線を今月末で廃止する旨の申し出がなされるとともに、本年3月31日付けで国土交通省関東運輸局へ路線廃止の届出が提出されました。

本市からは、廃止による影響の把握や、代替交通の検討に時間を要することから、バス対策地域協議会の場において、廃止期日の延長等を事業者に要請するとともに、利用実態を把握するためのデータの提供等の協力を求めて参りました。

また、路線廃止の主な要因が運転手不足によるものであったことから、運転手が限られる中でも輸送力を確保するため、大型車両の活用や、それに適した運行ルート等への変更を提案するなど、効率的な運行計画案の検討を進めて参りました。

その結果、本年7月の本市地域公共交通活性化協議会において、事業者から廃止期日を今月末から来年3月末へ延長する旨の説明がございました。

さらに、事業者とも検討を深めた結果、先月31日開催の活性化協議会におきまして、来月以降の運行実績や運転手の確保状況を見極めた上で、来年4月以降の運行継続を判断する意向が表明されたところでございます。

最後に、バス運転手の不足や路線の廃止に対する国への要望についてですが、これまでも国の施策及び予算に関する提案を通じて、バス運転手の確保・育成支援の強化や事業者の経営基盤に対する財政支援の拡充等、バス路線の維持確保に向けた支援の強化を国へ強く要望してまいりました。

また、現行の道路運送法では、事業者がバス路線を廃止する際、廃止予定日の6か月前までに廃止する旨の届出を行えば手続き上可能となっているため、この制度のもとでは、路線廃止に伴う地域への影響把握や、合意形成を含めた代替交通の検討などを行うための十分な時間を確保できない状況であります。

こうした現状を踏まえ、先月、国土交通省関東運輸局に対し、現行制度では地域の足を守ることが困難であるという問題意識と懸念を直接強く伝えたところでございます。

本市としては、市内バス事業者で構成するバス事業者ワーキンググループでの議論を踏まえ、運転手確保に向けた支援策の拡充などに取組んできたところであり、引き続き、市民の皆様への利便性が確保されるよう、これまでの取組を継続しつつ、事業者の持続的な運行に必要な支援を図ってまいります。

以上で答弁を終わります。私の答弁以外につきましては、両副市長、病院事業管理者並びに教育長から答弁をいたします。

○議長（松坂吉則君） 那須副市長。

○副市長（那須一恵君） 市長答弁以外の所管についてお答えします。

初めに、防災アセスメント調査を踏まえた取組についてお答えします。

まず、高潮避難計画の内容についてですが、高潮は、台風の発生から接近まで数日の猶予があり、高潮発生前の避難行動により、命を守ることができます。このため、本市では、令和7年5月に、風水害被害想定調査の結果とあわせ、早期避難と分散避難を二本の柱とする避難の方針を公表したところであり、この方針に基づき、計画の策定を進めてまいります。

具体的には、早期避難を前提とした避難情報の発令基準を明確にするとともに、市民の皆様が避難の必要性を実感できる呼びかけや情報発信の方法を盛り込んでまいります。

また、中央区の海側の約半分と美浜区全域が浸水想定区域となり、避難対象者が約29万人に上ることから、地域ごとの避難先や避難経路を定めるほか、まずは命を守るためマンション高層階の方への在宅避難を推奨するなど、分散避難の具体策を示すこととしております。

このほか、高潮の危険性に対する理解を促す啓発や、災害時要配慮者の輸送手段の確保等を明記し、市民の命を守る実効性の高い計画としてまいります。

次に、分散避難の促進についてですが、新たな地震被害想定調査では、分散避難により避難所の避難者や災害関連死の減少効果が試算されており、市民の皆様それぞれの状況に応じた避難先を選択できるよう周知を図ってきたところでございますが、今年度は、さらに、より踏み込んだ啓発を展開し、分散避難が災害時の標準的な行動として市民に定着いただけるよう、新たな啓発パンフレットを作成するなど、取組を進めております。

また、町内自治会集会場等の地域避難施設の認定促進や車中泊避難場所のさらなる確保に加え、民間施設等を含めた新たな避難スペースの確保につきましても検討してまいります。

さらに、地域の支援拠点として位置付けております指定避難所等から在宅避難者にも必要な物資や情報が届くよう、避難所運営委員会や自主防災組織等と連携し、分散避難を安心して選択できる環境づくりを進めてまいります。

次に、感震ブレーカーの普及拡大についてですが、感震ブレーカーの設置により、火災による死者数や焼失棟数が概ね半減するとの試算が、新たな地震被害想定調査において示されております。

これまで延焼の危険性が高い地域を対象に、感震ブレーカーの設置促進に取り組んで参りましたが、各御家庭で導入できる有効な地震火災の予防対策でありますことから、市内全域でより一層普及を図る必要があるものと認識しております。

このため、今後はこれまでの取組を進めるとともに、新たな地震被害想定で示された火災リスクや減災効果を踏まえ、市民の生命、身体、財産を守るためにも、感震ブレーカー設置の市内全域への普及拡大に向け、効果的な取組を検討してまいります。

次に、職員の働きやすい環境及び健康づくりについてお答えします。

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

まず、職員の働きやすい環境づくりに向けた取組についてですが、令和7年4月に策定した千葉市職員子育て支援・女性活躍推進計画では、全ての職員が活躍できる職場を実現することを目的に、多様な事情に応じて自律的に働くことができる、働きやすい職場環境の整備に取組こととしております。

具体的な取組として、昨年度は子や孫の看護のための休暇の取得事由に、入学式や運動会など学校や保育所等が実施する行事へ参加する場合を加えるとともに、対象となる子や孫の範囲を中学校就学前から義務教育終了前までに拡大したところでございます。

また、職員が自宅等において勤務するテレワークの実施日に、1日の所定勤務時間の確保を前提に、自ら事情に合わせ勤務時間を分割して設定することが可能な勤務形態であるスイッチ・ワークを導入したところでございます。

また、高齢化の進展に伴い介護を必要とする方が今後も増加していく状況がある中で、働きながら高齢の親族を介護する職員も増えていくことが見込まれることを踏まえ、今年度からは、急な介護にも対応することができる短期介護休暇の取得可能日数を5日から10日に拡大するなど、職員の働きやすい環境づくりに向けて取組を進めているところでございます。

次に、メンタルヘルス対策を含めた職員の健康づくりについてですが、

本市においては、職員の育成と活用に関する取組の中期的な方針を定める千葉市人材育成・活用基本方針の中で、健康管理を施策の柱の一つとして位置付けており、健康経営の視点も踏まえながら、職員の健康づくりに向けた取組を進めております。

まず、メンタルヘルス対策につきましては、新規採用時の研修や昇格時に階層別に実施する研修において必修科目としているほか、CHAINS端末を利用してeラーニングの形式で受講できる研修コンテンツを用意するなど、知識習得の機会を設けることにより、メンタルヘルス不調の未然防止に努めております。

また、仕事や職場に関する悩みの相談に、経験豊富な元職員が対応するしごとコンシェルジュの配置や、内容を問わず相談できる窓口としてなんでも悩み相談を設置するなど、個々の職員の状況に応じてフォローできる体制を整えることで、こころの不調の早期発見・早期対応に取り組んでおります。

次に、身体の健康づくりにつきましては、職員の意識や行動の実態を把握するため、昨年10月にアンケートを実施し、その結果を踏まえ、身体活動量の増加に向けた取組を進めております。

具体的には、庁舎内における階段利用を促進するほか、短時間の打ち合わせは立って行うなどの活動内容を局区長等が宣言し、その活動を通じて、各職場における身体活動量の向上を図っております。

加えて、ストレスチェックの分析結果を活用した所属長向けの職場改善研修を行うなど、各職場の健康リスクの状況に応じた職場改善が進められるよう支援しているところでございます。

引き続き、市政推進の原動力である職員が、安心して職務に従事し、その能力を最大限に発揮することができるよう、健康管理に関する様々な取組を通じて、こころと身体の健康づくりを進めてまいります。

次に、5歳児健診についてお答えします。

まず、本市の考えについてですが、本市ではこれまで、1歳6か月児健診と3歳児健診に

において、発達障害の早期発見や早期療育につながる取組を実施して参りましたが、現在、言語の理解能力や社会性が大きく発達する5歳児への健診を併せて実施することを検討しております。

5歳児健診を実施することで、子供の特性を把握し、特性に合わせた保健、医療、福祉等の適切な支援につなげるほか、生活習慣や子育てに関する助言を行うことが可能となります。

1歳6か月児健診から5歳児健診までの切れ目のない健康審査の実施体制の整備を検討し、こどもの健やかな成長と発達に寄与してまいります。

次に、今後の取組についてですが、本市といたしましては、実施方法等の立案に向けて、先行自治体の取組状況の情報収集を行うとともに、庁内関係部署や市医師会などの関係機関との連携体制を整備のほか、健診後に必要な支援につなげるためのフォローアップ体制などの課題を整理し、国が示す令和10年度までの実施に向けて検討を進めてまいります。

次に、こども性暴力防止法施行への対応についてお答えします。

まず、本市職員に関する犯罪事実確認の運用についてですが、現在、犯罪事実確認の対象となる業務について、国が策定したこども性暴力防止法施行ガイドラインにおいて示された支配性・継続性・閉鎖性といった要件をもとに、精査を行っているところでございます。

対象業務の確定後は、法施行時に対象業務に従事している職員については、法施行後3年以内の国が指定する時期に、また、採用や人事異動により新たに対象業務に従事することになる職員につきましては当該業務に従事させる前までに、それぞれ犯罪事実確認を行うこととなります。

なお、性犯罪の前科の有無は極めて機微性の高い個人情報でありますことから、犯罪事実確認記録等の管理責任者の設置や取扱者の限定、情報管理規定の整備など、情報を適正に管理するために必要な措置を講じてまいります。

次に、制度周知や施行準備に向けた働きかけについてですが、本市では、こども性暴力防止法の公布以降、国から随時発出される通知やガイドラインについて、速やかに事業者へ周知を行っており、また、犯罪事実確認のためのシステムアカウントの取得等、特に重要な手続きにつきましては、電話等による個別の確認や働きかけを行うなど、事業者における対応に漏れが生じることがないように、着実な対応に努めているところでございます。

今後も、法施行までの準備すべき事項やスケジュール等について、説明会や市ホームページ、メールなどを通じて周知徹底を図るとともに、期限を定めて対応状況を確認し、必要に応じて個別対応を行うなど、引き続き、制度の円滑な施行に向けた取組を進めてまいります。

最後に、実効性のある安全確保措置の構築に向けた本市の取組についてですが、学校設置者等が講ずるべき安全確保措置は、犯罪事実確認をはじめ、服務や懲戒に係る規定の整備、性暴力事案の疑いが生じた場合の報告・対応ルール策定、子供や保護者からの相談体制の整備、従事者向けの研修の実施など、多岐にわたります。

市立学校や公立保育所等につきましては、全職員を対象とした制度の周知や研修を実施するとともに、子供や保護者、職員が相談しやすい環境づくりに努め、既存の相談窓口の周知徹底を図ってまいります。また、事案の疑いが生じた場合の報告内容や対応手順などを明確化するために、市立学校では既に運用している報告・対応ルールを活用し、公立保育所等につきましては新たにルールを策定することで、性暴力事案の早期発見と迅速な対応につなげてまいります。

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

また、民間の保育施設等に対しましては、法施行までの間に各種措置を講じるための体制が遺漏なく整備されているかを確認するとともに、その後、各種措置の内容や運用状況等を定期的に点検し、必要に応じて指導・助言等を行うことを想定しております。

こうした取組を通じて、安全確保措置の実効性を担保し、子供たちに対する性暴力の未然防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 橋本副市長。

○副市長（橋本直明君） 市長答弁以外の所管についてお答えします。

初めに、脱炭素先行地域におけるゼロカーボン化に向けた取組についてお答えします。

まず、昨年度までの評価と課題についてですが、本市は令和元年房総半島台風の被災を教訓とし、避難所などへの太陽光発電設備や蓄電池の整備を進めておりまして、脱炭素先行地域事業としましては、一般家庭約1,030世帯分の年間CO₂排出量削減に相当する約4,000kwの太陽光発電設備を市有施設や市内農地に設置しております。

また、令和6年度から事業者と共同で開発を進めてきました、市有施設の電力需給を一元管理するエリア・エネルギー・マネジメント・システムにより、本年4月から約700の市有施設の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロを実現しております。

これらの取組は、CO₂の排出量やコスト削減に加え、レジリエンス強化の観点におきましても有用と認識しており、優良事例として国からも評価を受けております。

市有施設等への太陽光発電設備の設置につきましては、屋根の形状等により設置できない施設もあり、計画した導入量に達してはおりませんが、新たに市有地や調整池への太陽光発電設備の設置検討を進めるなど、計画の達成を目指してまいります。

次に、動物公園周辺や民間施設等の脱炭素化の推進についてですが、

動物公園周辺につきましては、ZEH住宅群や大型蓄電池の設置などにより、エネルギーシェアリングタウンの整備を目指しております。具体的には、大型蓄電池に各住宅の屋根上で太陽光発電した電力の余剰分を貯め、発電のない夜間に供給するなどの効率的な需給管理を行います。加えて、停電時には、独自の電力網によりエリア内で発電した電力を各住宅へ供給します。

また、民間施設等につきましては、本市の取組に参画する小売事業者の市内店舗や市有地に太陽光発電設備等を設置し、その発電した電力を活用して対象店舗におきまして、停電時に市民へスマートフォンの充電や食料供給などの支援を行うことを計画しておりまして、現在、実施事業者と具体的な内容について協議を進めております。

これらの取組は、地域脱炭素やレジリエンスの向上に寄与するものでありますことから、脱炭素先行地域自治体として、市域への波及効果の高い事業となるよう、官民一体で着実に事業を進めてまいります。

次に、ゼロカーボン市区町村協議会の提言を踏まえた、本市における新たな施策展開についてですが、

本協議会では、脱炭素の取組の横展開など、地域脱炭素の取組加速に向けた支援の拡充や、環境に優しくエコな生活、いわゆるデコ活など、脱炭素型生活様式への転換に向けた支援を国へ提言しておりまして、これは本市の課題認識や方向性を同じくするものでございます。

社会経済活動や市民生活の中で脱炭素の取組が浸透し、拡大していくことが重要と考えて

おり、本市では脱炭素先行地域自治体として、脱炭素先行地域推進コンソーシアムを通じた広報、講演や視察の受け入れに加え、今年度は特設サイトを開設し、市民や事業者への積極的な情報発信を行っておりますほか、エコメッセなどのイベントへの出展やゼロカーボンアクションによる継続的な普及啓発を実施しております。

引き続き、脱炭素社会の実現に向けて、脱炭素先行地域事業の達成に向けた取組を着実に進めますとともに、市民や事業者の意識変容や行動変容をより効果的に促すなど、脱炭素の取組が市民生活や事業活動の中に自然と根付いていくための新たな施策の展開につなげてまいります。

次に、高齢者等のごみ出し支援についてお答えします。

まず、現状の取組についてですが、ごみ出し支援の空白地域の解消や新たな担い手の確保に向け、これまでの高齢者等ごみ出し支援事業に加えまして、今年度からごみ出し支援の充実、強化に向けた取組を開始しております。

まず、ごみストッカーを活用したごみ出し支援につきましては、障害福祉サービス事業所2者から貸出しの申し出がありましたことから、6月に中央区と若葉区にごみストッカーを設置しますとともに、両団体に無償貸与のうえ、7月からごみ出し支援を開始しており、7月末時点で11世帯が利用されております。

また、事業系ごみの収集業者による高齢者宅等の戸別収集モデル事業につきましては、利用希望者と収集業者とのマッチングにより、7月末時点では、若葉区で1世帯、緑区で2世帯が利用されております。

さらに、これらの支援策の認知度の向上を図るため、あんしんケアセンターや社会福祉協議会地区部会に説明し、協力を求めたところでございます。

課題につきましてですが、支援を必要とする方の一層の把握や、支援の担い手の確保に向けた新たな取組の認知度の向上、戸別収集モデル事業の実施状況を踏まえまして仕組みの検討が必要であると考えております。

次に、今後の取組についてですが、あんしんケアセンターや民生委員を通じてごみ出し支援を必要とする高齢者等の状況の把握に努めますとともに、ストッカーを活用したごみ出し支援の好事例を広く周知し、支援の担い手のさらなる確保を進めてまいります。

また、戸別収集モデル事業の実施を通じて得られる効果と課題を検証し、より効果的なマッチングに向けた仕組みづくりを検討してまいります。

これらの取組を通じまして、地域の支え合いによるごみ出し支援の空白地域の段階的な解消を図り、ごみ出しが困難になった場合でも住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを進めてまいります。

次に、物価高を踏まえまして地域経済支援についてお答えします。

これまでの中小企業者支援の総括と今後の取組についてですが、本市では、先行きの見通しが非常に困難な社会経済情勢の中、エネルギー価格や原材料価格の高騰等の影響を受ける市内中小企業者の経営を安定させるため、独自のエネルギー価格等高騰対策支援金の給付や従業員の採用活動に要する経費への助成など、各種支援策を実施して参りました。

過去の支援金に係るアンケートでは、90%以上の方から、役に立ったなどの好意的な御意見をいただいております、事業継続や雇用の維持に一定の効果があったものと認識しております。

一方で、現在の厳しい経営環境下におきまして、増加したコストを適切に価格転嫁できる

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

環境の創出に加え、物価上昇や人手不足に対応するため、市内中小企業の生産性の向上により収益力の強化を図ることも重要であると考えております。

このため、国が推進するパートナーシップ構築宣言の認知度向上に引き続き努めますとともに、千葉市産業振興財団による、価格転嫁に係るセミナーや窓口相談を行ってまいります。

また、ICTの導入による業務の効率化、コスト削減、顧客サービスの向上など、経営改善を促しますとともに、人材育成や定着支援などの各種事業を実施してまいります。

今後も、市内中小企業者の経営状況や課題を丁寧に把握しながら、関係機関と連携し、経営基盤の強化を支援してまいります。

次に、都市計画道路の見直しについてお答えします。

まず、これまでの見直しの取組についてですが、都市計画道路のうち、自動車専用道路や歩行者専用道路等を除く、都市計画決定から20年以上経過し、事業に未着手の路線、約96キロメートルにつきまして、見直しの手順や対象路線の抽出方法、評価方法などを定めました都市計画道路の見直しのガイドラインに沿って検証を行いますとともに、地域住民の皆様へ説明会などを実施しながら見直しを進めて参りました。

その結果、平成27年度に亥鼻千葉寺町線など3路線の全区間約3キロメートルと、菅田駅前線など18路線の一部区間約16キロメートルの、合わせて21路線、約19キロメートルについて廃止する都市計画変更を行いました。

次に、都市計画道路の見直しに関する基本的な考え方と今後の予定についてですが、本市としましても、社会情勢の変化等に応じ、適時適切に見直しを実施することは必要と認識しております。

現在、未着手の都市計画道路は、46路線、約66キロメートルございまして、その見直しにつきましては、路線全体や一定区間単位でその機能を検証し、他都市とのアクセス性や市内拠点間の連携性、交通の処理能力、防災機能などについて評価を行いますほか、他の路線や既存道路の代替可能性も含め検討する必要があると考えております。

そのため、定量的・定性的な一定の基準に基づき検証することが必要になりますことから、前回と同様に見直しガイドラインの策定に向けた検討を行っております。

策定後、ガイドラインに基づき見直しの対象となる路線選定を行いますとともに、市民の皆様のご意見を把握するための説明会を順次実施していきたいと考えております。

次に、マンホール蓋の災害対策についてお答えします。

まず、本市の現状とこれまでの取組についてですが、古いタイプのマンホール蓋につきましては、大雨時に飛散するなどの事故が発生しており、こうした事故を未然に防止することは重要となっております。

この対策としまして、車道部をメインに、目視により年間約1,000基の調査を実施し、安全対策型の蓋への更新を進めてきたところでございますが、令和6年度から新技術でありますモービルマッピングシステムを導入し、車道部の蓋を対象に、調査の効率化を図っております。

これによりまして、従来の目視調査と比べて、年間で約3倍の3,000基の調査が可能となり、昨年度末までに6,500基の調査が完了したところでございます。

調査したマンホール蓋は、AIを活用して、画像データから経過年数や損傷具合等を判定し、その結果を総合的に判断した上で、安全対策型のものへ更新をしております。

最後に、マンホールアドベンチャーの狙いと概要についてですが、モービルマッピングシ

システムが活用できない歩道部の調査について、イベント参加者の協力を得ることで、短期間でより多くの画像データを効率的かつ迅速に収集すること、また、イベントを通じて、参加者が下水道への関心を高める機会を創出することを目的とした取組でございます。

なお、モバイルマッピングシステムと同様、収集した画像データをＡＩで解析し、更新の優先度を設定することとしております。

概要につきましては、「千葉開府900年」と「千葉市下水道事業90周年」を記念し、来月24日と25日の2日間開催するものでありまして、参加者に専用アプリを用いて、歩道部のマンホール蓋の画像データを投稿していただくイベントとなっております。

参加条件につきましては、特に設けておらず、市民の皆様はもとより、他市や他県から来られるマンホール蓋の愛好家の方などを含め、誰でも気軽に参加できる仕組みとなっております。

投稿していただきますとポイントが付与され、獲得ポイントのランキング上位者などに、デザインマンホールをモチーフとしたオリジナルグッズを贈呈することとしております。

なお、多くの皆様に参加していただけるよう、周知につきましては、市政だよりやＳＮＳの掲載へのほか、市内小中学校、公民館、スーパーマーケットへのポスター掲示など、様々な媒体や機会を活用し、幅広く行ってまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（山本恭平君） 病院行政についてお答えします。

市立病院における災害医療への備えについてですが、地域災害拠点病院である両市立病院は、停電や断水に備えた飲料水等の備蓄をはじめ、非常用発電機を設け、大規模災害時にも医療活動を行うための業務継続計画を定めて、24時間災害対応が可能で傷病者の受け入れや搬出ができること、多発外傷などに対応できる高度な医療機能を有すること、DMATやDPATを保有し、その派遣体制が整備されていることなど、災害医療に対応できる様々な機能を有しております。

災害が発生し、被災地支援が必要になった際には、千葉県からの要請に基づき、病院が保有するDMAT車両を用いた医療救護班の派遣を実施することとしており、近年では、令和6年能登半島地震においてDMATを派遣しました。

今般の令和8年8月千葉豪雨では、両市立病院は被害を受けておりませんが、被災した市内の医療機関にDMATを派遣し、診療支援や入院患者の転院搬送を行ったほか、両市立病院で合計13人の入院患者を受け入れるなど、災害拠点病院として活動しました。

また、例年、関係機関と連携し、市域に大規模災害が発生した想定のもと多数傷病者受入訓練を実施しております。

今後も、これらの活動を通じて、両市立病院における災害医療への対応力の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 教育長。

○教育長（鶴岡克彦君） 初めに、社会的孤立対策についてお答えいたします。

まず、家庭訪問相談事業のこれまでの成果と課題に対する検証と評価についてですが、本市では教育センターにおきまして、平成16年度から電話相談や来所相談、教育支援センターラ

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

イトポートの運営など、不登校児童生徒に対する系統的、段階的な支援体制を整備し、各種取組を継続して行っております。

その一つであります家庭訪問相談事業では、家庭訪問相談員が基本的には週1回、家庭から外に出ることが難しい児童生徒の自宅を訪問し、一人一人の状況や心情に寄り添いながら社会的自立に向けました支援を実施しております。昨年度は102人に対し、延べ1,742回の相談支援を行っており、従来の来所型支援に加え、支援が届きにくい児童生徒や家庭へのアウトリーチ型支援として機能をしております。

さらに、令和4年度に策定いたしました不登校対策パッケージに基づき、新たに家庭訪問カウンセラーを派遣することで、重篤化・長期化している児童生徒への支援はもちろんのこと、保護者の相談支援も積極的に行っております。また、カウンセラーが児童生徒一人一人の状況を丁寧に捉えて助言を行いつつ、他の相談事業へつなげるなど、切れ目のない支援を実施する上で重要な役割を果たしているものと認識しております。

一方で、不登校児童生徒の中には、教職員とはつながっているものの、学校内外における専門的な相談機関や福祉機関にはつながっていない児童生徒がいることが課題であり、必要な支援が行えますよう、各機関との連携を図り、個々の状況に応じた支援体制を構築することが重要であると考えております。

次に、不登校支援の実現に向けた課題と今後の取組についてですが、誰一人取り残さない支援を充実させるためには、一人一人の状況に合った支援先へ適切につなげることが大切であり、そのための情報提供の在り方や、関係機関との連携が課題であると認識をしております。

そのため、第2次不登校対策パッケージの取組としまして、多方面にわたる支援機関の情報を一元化した不登校児童生徒支援サイトを本年、開設するとともに、悩みや思いを語り合う、保護者交流会の機会を拡充をし、登校への不安を抱える家庭への予防的支援や、支援状況の提供につなげております。

また、福祉・保健医療等の関係機関との日常的な連携とともに、不登校・引きこもりに関する連携会議を定期的の実施しております。不登校児童生徒の状況や家庭が抱える生活環境等の課題を、専門的な視点からの確に捉え、必要な支援を継続的に行えますよう、支援体制の構築に努めております。

今後は、不登校児童生徒支援サイトの内容の充実や利便性の向上を図るとともに、増員をいたしましたスクールソーシャルワーカーをさらに活用するなど、関係機関との連携をより深め、誰一人取り残さない環境づくりに努めてまいります。

次に、院内学級についてお答えいたします。

まず、設置時期と現在の体制についてですが、本市が設置いたしました院内学級は、昭和31年に国立千葉病院（現・国立病院機構千葉医療センター）に始まり、その後、昭和44年には市立病院（現・市立青葉病院）、昭和62年には市立海浜病院へと整備が進められました。

平成30年には、千葉医療センターに設置されておりました院内学級が閉級となり、現在は、市立青葉病院及び市立海浜病院の2つの病院に院内学級を設置をし、入院中の児童生徒の学びを支えております。

最後に、現状と課題を踏まえた今後の充実についてですが、現在、市立青葉病院の院内学級では、児童精神科に入院する児童生徒を対象として、特別支援学級を設置するなど、一人一人の状況に応じた指導を行っております。また、市立海浜病院の院内学級では、小児科に

入院する児童生徒の学習保障を目的として、病状や入院期間に応じた学習計画を作成をし、院内教室での指導に加え、ベッドサイドでの個別学習など、きめ細かな対応を行っております。

一方で、入院中の児童生徒は、在籍する学校から院内学級へ一時的に転学する場合もあることから、入退院に伴います学習の継続性の確保や、環境変化に伴う心のケアなどが課題であると認識しております。

現在、院内学級におきましては、児童生徒の治療や心身の状態を最優先としながら、教育活動を行う必要があるため、主治医をはじめとする医療従事者と、病状や治療の状況、学習上の配慮事項について、日常的に情報共有を行いながら、個々の状況に応じた支援を行っております。

こうした中、今後は、在籍校と学習内容や学習の習得状況に関する情報共有の充実を図るとともに、環境の変化に不安を抱えます児童生徒への支援を一層強化してまいります。

さらに、来月に開院予定の市立幕張海浜病院におきましては、幕張若葉小学校との近接性を生かしつつ、医療機関との連携を深め、入院中の児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 青山雅紀議員。

○13番（青山雅紀君） ただいまは、市長、副市長、病院事業管理者並びに教育長から丁寧な御答弁をいただき、ありがとうございました。

詳細につきましては、明日からの決算審査特別委員会の、5分科会にて会派として意見を述べさせていただきますが、この場で、財政運営、災害対策、社会的孤立対策について、所感を申し上げます。

初めに、財政運営についてです。

健全な財政運営に努めるものの、物価高騰や社会保障関係費の増大、公共施設の老朽化、金利上昇などにより、今後の財政運営は一層厳しさを増しています。

こうした状況を踏まえ、持続可能な財政構造の確立に向け、既存事業について、目的や効果、代替手法などを幅広く検証し、抜本的な見直しを進めるとともに、自主財源の確保策を強化することを期待します。

次に、災害対策について申し上げます。

今回の災害を教訓として、被災マンションについて、被害状況や必要な支援を把握し、支援物資の提供や避難環境の整備、応急住宅の確保など、状況に応じた支援を行うとの答弁をいただきました。

今後とも、制度の狭間を生まない伴走型支援と、一人一人に寄り添った支援体制の充実を図り、今回の教訓を生かした防災・減災対策を推進していただくことを期待します。

次に、社会的孤立対策について申し上げます。

繰り返しになりますが、相談支援や伴走型支援が進む一方で、なお支援につながらない方が存在する現実を直視し、京都市の官民連携プラットフォーム等にも学び、相談を待つ行政から、必要な支援を早期に届ける行政へと転換すべきと考えます。

今回取り上げましたヤングケアラー、ダブルケア、多重ケア、不登校、若者の孤立、高齢者の孤立といったライフステージを通じた課題に対し、包括的支援体制が着実に進むことを強く期待しまして、公明党千葉市議会議員団の代表質疑を終わります。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

長時間の御清聴、大変にありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 青山雅紀議員の代表質疑を終わります。議事の都合により暫時休憩といたします。

午 前 11 時 56 分 休 憩

午 後 1 時 00 分 開 議

○議長（松坂吉則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質疑を続けます。日本共産党千葉市議会議員団代表、20番・安喰初美議員。

〔20番・安喰 初君 登壇、拍手〕

○20番（安喰初美君） 日本共産党千葉市議会議員団の安喰初美です。

会派を代表して代表質疑を行います。

質問に先立ちまして、この度の豪雨災害で亡くなられました方々に哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。また、昼夜を問わず災害対応に御尽力いただいている職員の皆さん、関係者の方々に感謝申し上げます。

それでは、質問を行います。

市政運営の基本姿勢について伺います。2025年度決算についてです。2025年度一般会計では、歳入において市税が予算に比べて増収になったこと、また、歳出においては予算執行に努めたことにより、実質収支は前年を下回る24億6,300万円になったとしています。また、全会計市債残高は対前年度比261億円増で9,791億円となる一方、基金借入金残高は対前年度比5億円の減で142億円となっています。財政調整基金残高は45億円で前年度から半減しています。実質公債費比率は前年度比0.3ポイント減、10.1%、将来負担比率は前年度比1.3ポイント増の121.4%となり、将来負担額が増え、厳しい財政状況が伺えます。

そこで5点伺います。

1点目、市税が増収になったことへの評価について、及び今後の見通しについて。

2点目、新清掃工場や新病院の整備により市債残高が増えたとのことですが、今後の見通しについて。

3点目、中央公園・通町公園の連結強化や千葉駅周辺開発など大型公共事業20億2,600万円、担税力のある企業に固定資産税などの補助を行う企業立地に20億8,000万円など多額の支出を行う一方、市民負担を増やす公共料金の改定や事業見直しなど福祉カットは16億9,000万円となっています。急ぐ必要のない大型公共事業や企業立地は中止し、市民生活優先の事業に振り向けるべきだったのではないですか。

4点目、物価高騰対策は11事業で82億7,800万円が充てられましたが、事業費のうち重点支援地方交付金が49億400万円59.2%、国費が27億7,800万円33.6%であり、事業費の92.8%が国頼みの予算となっています。物価高騰や円安の影響で市民生活が苦しくなる中で、市独自に市民を支援する物価高騰対策を行うべきではなかったか、見解を伺います。

5点目、財政需要が増える中で、財政調整基金を取り崩しており、財政に余裕がなくなっている中で、新湾岸道路の建設計画や中央公園プロムナードまちづくりなど中心市街地開発優先の計画が進められています。官民連携という名のもとに民間に市の税金をつぎこみもうけさせる事業ではなく、市民の命をまもる防災にこそお金を使うべきだったと考えます。新湾岸道路建設計画や中心市街地開発優先の計画は中止すべきではないですか。

次に、消費税の減税について伺います。高市政権は来年4月から2年間の限定で食料品の消費税を1%にすると閣議決定しましたが、財源についてははっきり示されていません。我が党は物価高騰対策として有効なのは消費税を一律5%に減税をすることであり、大企業や大株主の減税や優遇を見直し、富裕層に応分の課税をすることで財源を確保することを提案しています。

消費税を食料品のみ1%にした場合の本市への影響についてお示してください。

次に、学校給食無償化について伺います。

今年度は小学校については学校給食費の抜本的な負担軽減と重点支援地方交付金の活用で保護者負担はゼロになり、子育て世帯に喜ばれています。県内では54自治体中29自治体が中学校まで無償化しており、物価高騰の中、中学校についても無償化を求める声が大きくなっています。

来年度も小学校の無償化を継続すること、中学校の無償化をすることを求めますが、見解を伺います。

次に、平和の取組について伺います。

今年は戦後81年となり、戦後が100年200年と続いてほしいと願わずにいられません。ところが、高市政権は台湾有事発言で中国をあおり、殺傷兵器の輸出全面解禁、兵器工場の国有化、非核三原則の見直しを表明し、政治の優先課題と言えない改憲発議を1年以内に行うなどと危険な戦争国家づくりを進めています。このような情勢のもとで来年4月幕張メッセで4回目の武器見本市DSEI JAPAN 2027が開催される予定です。ホームページにはDSEI JAPANのメリットとして「2026年度の防衛予算は9兆円を突破し、市場が拡大しているため、前回比1.5倍の規模で開催する」と説明しており、武器を売買して儲ける絶好の機会だと言わんばかりの書きぶりです。憲法前文には、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」として日本国民のみならず、世界の人々の平和を願う内容になっており、憲法に照らしても世界のどこかの戦争で使われる武器の売買を行うことは許されません。そこで3点伺います。

1点目、平和都市宣言をしている千葉市で武器の売買をすることはあってはならないのではありませんか。市長の見解を伺います。

2点目、8月6日と9日の原爆の記念式典では広島、長崎の両市長が国が核兵器禁止条約を批准することや今年11月30日から開かれる核兵器禁止条約第1回検討会議にオブザーバー参加することを求めています。平和首長会議の一員として神谷市長も国に対して核兵器禁止条約に参加するよう求めるべきではありませんか。

3点目、千葉市議会は本年第1回定例会で、広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないため、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持し、核兵器のない平和な世界の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国であるわが国の使命であるとして、国に対し、非核三原則の堅持を求める意見書が採択されました。市長の非核三原則の堅持についての考えを伺います。

国では、自衛隊、海上保安庁が平素から必要な空港、港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設け、これらを特定利用空港・港湾としています。特定利用空港・港湾においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備または既存事業の促進を図ることとされて

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

います。また、平素から円滑な自衛隊の人員・物資輸送等にも資するよう「特定利用空港・港湾」と自衛隊の駐屯地等とのアクセス等向上に向け、道路ネットワークの整備を図ることとしています。このことは、千葉港を軍事利用できるように整備をしていくということであり、平和都市宣言をしている千葉市で許されるものではありません。市民を戦争に巻き込まないためにも、千葉港が特定利用空港・港湾に指定されることに反対です。そこで2点伺います。

1点目、千葉港が特定利用空港・港湾の対象となることのリスクについての見解を伺います。

2点目、特定利用空港・港湾の対象になることについて県に同意しないよう求めるべきではありませんか。

次に、総合政策行政についてです。

令和8年8月千葉豪雨では千葉市で14日午前1時40分までの12時間に348.0ミリの雨が降りました。線状降水帯が発生して、平年の8月1か月分の約3倍の雨量がわずか半日足らずの間に集中して降り、19時30分にはレベル5の大雨特別警報が発令されました。道路は冠水して車が立ち往生、電車は運休して帰宅困難者が大勢出る中、モノレールは深夜まで運行して市民の足となり、喜ばれました。河川の氾濫と内水氾濫により床上・床下浸水が発生する、がけ崩れが起きて道路が寸断されるなど千葉市全域で大きな被害がもたらされ、改めて水の怖さを認識したところ です。

災害後、住民の皆さんから聞き取りをする中で、多数の被災車両による道路の渋滞や事故が発生するなどの交通問題、災害ごみの排出、住戸の消毒、住宅の確保、罹災証明書の受付など様々な要望が上がっており、日本共産党千葉市議会議員団はこの間3回市長に申し入れを行いました。そこで伺います。

1点目、今回の災害においての教訓及び課題について。

2点目、初期の情報収集は円滑に進められたのか、また避難前、災害時、災害後の情報発信はどのように行われたのか、今後の課題について。

3点目、被災車両の台数の把握に時間がかかっていたようですが、JAF等と連携して正確な数をつかむ体制を取る必要性について。

4点目、帰宅困難者の一時滞在施設の開設において民間との連携はどのように図られたのか。今後、民間との連携を増やしていくのか。

5点目、浸水地域の対象になっていない箇所での被害が多く発生したことから、被害地域の調査を行いハザードマップの検証、見直しの必要性について。

6点目、トイレの支援のため、横浜市からトイレトレーラーが2台応援に來られました。災害時にトイレが必要なところに移動をして支援できるトイレトレーラーを導入することについて、以上6点についての見解を伺います。

令和8年7月に新たな地震被害想定調査結果及び防災・減災対策の方針が示されました。その中で避難所環境の整備として入浴支援の強化があげられています。千葉豪雨では入浴施設が無料開放され喜ばれましたが、避難所となっている公民館にはお風呂がなく、車がないと入浴施設まで30分も歩かなければならず、小さな子供を連れて遠くまで行くのは大変という声が聞かれました。そこで伺います。

1点目、入浴支援として検討していることは何か。

2点目、移動式の簡易シャワーの整備を進めることについての見解を伺います。

災害時に総合的な情報が届くことが大切であり、防災行政無線の役割は大きいと考えます。防災行政無線の運用について、放送が聞こえないという声がある一方、朝昼夕の定時の放送がうるさいという声も聞かれます。そこで2点伺います。

1点目、防災行政無線の評価について。

2点目、約4万人いる外国人向けに情報発信する配慮が必要ではありませんか。

次に、総務行政についてです。

このたびの千葉豪雨での災害対応では、各課の職員が避難所運営や罹災証明の受付、家屋調査など全庁を挙げて災害対応に当たられたと伺っています。改めて感謝を申し上げます。災害時に本来の業務を継続しながら災害の対応も迅速に行うためには、平時にゆとりある職員配置でなければ職員が疲弊してしまいます。AI化が進み、職員が削減されることになれば、災害時の円滑な対応ができなくなることは明らかなです。災害時こそ被災した住民に寄り添い丁寧に関わっていくことが必要であり、そのためのマンパワーが十分でなければなりません。そこで伺いますが、住民福祉の増進を図るとともに、災害時にも適切な対応が図れるよう、職員を増員するべきではありませんか。

予備自衛官等兼業特例法は、国家・地方公務員が予備自衛官等を兼業し、訓練や招集に応じやすくするための特例法で、本年6月10日に可決・成立しました。その内容は、予備自衛官等になる際に、将来の招集に応じることも含めて事前に承認を受けていれば、実際に招集や訓練に応じる都度の許可が不要になること、勤務時間中に招集等に応ずるため勤務しない場合、本市職員として職務に専念する義務の規定が適用されないこと、訓練招集に応じた期間の本市職員としての給与は減額されないなどとなっています。この法律は充足率が低下している予備自衛官等の人材を継続的かつ安定的に確保し、有事や災害時の対応力を高めることを目的としているため、自治体職員の業務より予備自衛官等としての業務が優先されるのではないかと懸念されます。繁忙期や災害時など人員が必要な時に兼業によって人員がいなくなれば、仕事が回らず住民のいのちと暮らしを守るといふ地方公務員としての本来の仕事ができなくなる可能性もあるのではないのでしょうか。

予備自衛官等兼業特例法の成立により、市はどのように対応するのか伺います。

次に、市民行政についてです。

市内に5か所ある連絡所の廃止を行うと説明があり、連絡所を利用する市民から困惑の声が聞かれています。市は、マイナンバーカードの取得率が80%を超え、住民票等の取得はコンビニ交付で利用可能だとして、5か所一斉に廃止をすることを決めました。しかし、マイナンバーカードを持っても使いこなせる高齢者は多くありません。連絡所は車がない、バスも出ていないなど区役所に行けない住民が身近な場所で住民票等の交付が受けられる施設として利用されてきましたが、連絡所を廃止して交通弱者を切り捨てていく施策は誰一人取り残さないという市長の姿勢に矛盾するものです。そこで3点伺います。

1点目、住民の意向や利用実態をどのように把握したのか。

2点目、連絡所で取り扱う業務を増やし、利用者を増やしていくことが必要ではないか。

3点目、市民サービスを低下させる連絡所の廃止の撤回を求めますが見解を伺います。

卓球やバドミントン、バスケットボール、バレーボールなど室内で行うスポーツを楽しむ市民は多く、健康づくりにも役立っています。室内で楽しむスポーツは季節を問わずできますが、スポーツセンターやコミュニティセンターの体育館にはエアコンが設置されていないた

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

め、夏は大変過酷な環境下でスポーツをすることになります。スポットクーラーの対応では局所的にしか気温が下がらず、スポーツを行って熱中症になっては本末転倒です。

運動するための適切な環境を整備するため、スポーツセンターやコミュニティセンターの体育館のエアコン設置を求めますが、見解を伺います。

（仮称）新・千葉市民会館整備にかかる基本計画が発表され、新たな市民会館をJR千葉駅に近いJR千葉支社跡地に敷地面積4,000平方メートル、5階建ての単独棟として、1,500席の大ホール、300席の小ホール、リハーサル室などを備える施設として整備することや、概算建設工事費が約280億円であることが示されました。JRとの複合棟を前提としていた修正前の基本計画では約120億円だったものが2倍以上に大きく膨らんでおり、さらに建物だけでなく、土地の取得や駅から直結するデッキの整備、周辺道路の改良などを合わせると多額の予算がかかることが予想されます。

千葉駅周辺の活性化グランドデザインとして新市民会館は、JR千葉支社跡地開発と連携し、市民の文化活動を支えるとともに、日々の交流やにぎわいを創出する文化交流拠点として整備するとしています。新市民会館は文化、芸術の振興・創造を発展させる場としての役割を担っていくことが求められますが、にぎわいや回遊性をつくり出す拠点となり得るかは疑問です。

周辺道路の整備など千葉駅周辺の開発に多額の予算を要することが予想される中、財政状況が厳しいことから、将来負担を増やさないためにも新市民会館の事業費を圧縮すべきと考えますが市の考えをお聞かせください。

次に、ジェンダー平等についてです。

朝日新聞が主要72市区公立小中学校におけるトイレの数を調査したところ、男子用便器が女子用の1.4倍だったと報じています。女子トイレの数が少ないため行列ができ、休み時間中に教室に戻ることができない実態を伝えています。学校だけでなく、公共施設においても女性用のトイレの数は少なく、行列を解消するため、トイレの便器数にかかる基準と適用のあり方に関するガイドラインが2026年8月に国土交通省から出されています。公共施設のトイレでは女性の便器の数が男女同数以上になるような基準が示されています。そこで2点伺います。

1点目、本市の本庁舎、市民会館、ポートアリーナ、コミュニティセンターにおけるトイレの便器の男女差の状況について。

2点目、今後の取組について。

意思決定の場に女性が参加することは、多様な視点が加わることで組織や課題解決能力が向上し、公平で持続可能な決定につながる効果があると考えます。そこで伺います。

1点目、市における管理職及び附属機関委員の女性比率の状況についてお示しください。

2点目、女性が活躍するための環境整備の取組についてお示しください。

次に、保健福祉行政についてです。

病気や障害を抱えて仕事ができない方が生活保護の受給をされていますが、年々増加をしているため、対応するケースワーカーの受け持ち世帯も増加しています。国基準は80世帯に1人となっていますが、本市は令和8年4月1日現在、85世帯となっています。困難なケースを抱えている場合は心身ともに疲弊し、体調を崩すワーカーもいるため、休んでいるワーカーのカバーのために残っている人がさらに労働強化となってしまう実態があると聞いています。

ケースワーカーの受け持ち世帯数を基準どおりにするために増員をすべきではありません

か。

2013年から2015年までの期間に生活保護を受給していた方の保護費減額は違法だったと最高裁の判決が出たことにより、保護費の追加給付が行われることになりました。物価高騰で生活が苦しい中、一刻も早く追加給付を届けることが求められます。

減額された生活保護費の追加給付の対応状況についてお示してください。

今年の夏も連日30度以上の日が続き、エアコンなしでは過ごせない状況となっています。船橋市では地球温暖化の進行とともに物価高騰が続く中、熱中症による健康被害を防ぐため、エアコンが1台もない住民税非課税世帯に上限10万円のエアコン設置の助成を行っています。自治体は市民の命と健康を守る役割があり、酷暑が続く環境での必需品であるエアコンを購入できるよう支援していくことが求められます。

低所得者のエアコン購入費助成をすべきではありませんか。

市は認知症と難聴の関係を示す国の研究結果が出ていないのでエビデンスが明らかではないとして、補聴器購入助成の要望を拒んできましたが、アメリカの大規模調査では難聴が中程度の人は認知症のリスクが約2倍、重度の人は約5倍という報告があり、日本の結果を待たずともエビデンスは十分だと考えます。市は、認知症の予防のためにも早期から補聴器を使用することが必要だと市民に発信することが必要ではないかと思います。

海外の補聴器普及率はデンマークやイギリス、フランスでは50%を超える高い水準である一方、日本は約16%程度と、欧米諸国の三分の一から半数にとどまっています。この差は欧米では医療保険や公的制度により、軽度・中等度難聴の段階から補聴器の支給や手厚い購入補助を受けやすく、日本には公的な補助がないことの違いです。そこで伺います。

加齢性難聴者が気軽に補聴器購入ができるよう補聴器購入補助制度の復活を求めますが、見解を伺います。

次に、こども未来行政についてです。

公立保育所の施設管理に関する基本方針によって令和22年度までに20か所の公立保育所を民営化する計画が進められており、今までの5年間で7か所が民営化され、残りの15年で13か所を民営化する計画となっています。建て替えのための代替用地の確保が困難であることや運営事業者の応募がないことなど当初の計画どおりには進んでいない状況があります。計画策定から5年後の令和8年3月に方針の見直しがされ、医療的ケア児の保育やこども誰でも通園制度の実施など公的に保育を実施していく責任を果たしていくために公立保育所の役割が大きいことが明らかにされています。また、民間保育施設が急遽閉園となった場合に、行き場のない子供の受け入れを公立保育所が担ってきた事例もあり、緊急避難的な迅速な対応ができるのも公立保育所ならではのメリットであると思います。

公立保育所を民営化すれば、運営事業者は新規採用者を何人も雇用しなくてはならず、経験年数の少ない保育士を何人も育成していかなければなりません。保育の継承・蓄積という点では公立保育所に優位性があると考えます。公立保育所が60か所以上あった時代から千葉市の保育の水準は公立保育所が支えてきました。多様なニーズが高まっている今だからこそ、経験豊富な保育士がいて、専門機関との連携もスムーズにできる公立保育所の役割が発揮できます。公立保育所の建て替えは全て公立で行うべきではありませんか。

現行、国の1歳児の配置基準は6対1ですが、本市は5対1と市独自の上乗せ基準となっています。しかし、災害時、保育士一人では子供をおんぶして両手に抱きかかえたとしても3

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

人しか避難させられず、後の2人の幼児の安全をどう確保するのかが大変難しい状況です。子供の安全を確保し、子供の思いを尊重する保育を実践するためには人員増が必要です。

市独自で保育士の配置基準の引き上げをすべきではありませんか。

次に、環境行政についてです。

地球温暖化による災害が多発する中で、カーボンニュートラル実現の取組を加速していくことが求められます。対策を実効性のあるものにするために市民の意識や行動変容とともにCO₂排出量が多い企業へのCO₂排出規制をすすめていくことが必要と考えます。そこで3点伺います。

1点目、市民の意識や行動変容のための取組及び課題について。

2点目、企業のCO₂排出抑制の現状及び課題について。

3点目、北谷津新清掃工場のコークス使用を減らしてCO₂排出削減をすべきではありませんか。

3用地2清掃工場運用体制のもと、北谷津清掃工場の稼働に伴い、新港清掃工場の稼働を停止して令和13年運用開始を目指して新港清掃工場のリニューアルが進められています。

リニューアルの進捗状況についてお示してください。

次に、経済農政についてです。

先日の千葉豪雨では田んぼが冠水した箇所が約80ヘクタールあったと報告されています。水に浸かってしまった稲は臭いがついてしまい、収穫しても売り物にならないと聞いており、また、落花生やニンジンなども被害は甚大であり、大きな損害が出ています。その他、農業機械の損壊や農道の崩落など営農を継続していくことが困難な状況にあることから農家への支援が求められます。

また、物価高騰で飼料代、肥料代が値上がりしていても、大幅な価格転嫁はできないため、経営が苦しい農家が増えています。そこで2点伺います。

1点目、豪雨災害で被害に遭った農家に対し、我が会派の第2次申し入れで支援を求めましたが、具体的にどのような支援ができるのかお示してください。

2点目、市独自の農家への物価高騰対策を行うべきではありませんか。

都市行政についてです。

樹冠被覆率とは上空から見た時に樹木の葉や枝が地面を覆っている面積の割合を示すものです。緑の日傘とも言える樹冠が増えると強い日差しを遮り、熱中症予防や都市部のヒートアイランド現象の緩和などの効果が期待できるとして世界保健機関欧州地域事務局では30%以上を推奨しています。歩きたくなる街にするには直射日光を遮る日陰づくりが欠かせません。

また、樹木を切り倒し宅地開発や企業立地が進められていることを見直し、脱炭素化や防災の観点で市全体に緑を増やしていく必要があると考えます。そこで伺います。

樹冠被覆率の目標を決め、都市の緑化を推進する必要があるのではありませんか。

次に、建設行政についてです。

熊本地震では下水管路の老朽化により、管路は壊れ市民生活に支障をきたしたとの報道がされました。千葉市が9年ぶりに実施した地震被害想定調査によると千葉市直下地震を想定して被害予測をしたところ、震度6強では下水道に支障が出る人数は地震直後では70,760人、2週間後では14,790人、1か月後では4,050人と想定され、下水道への支障は小さくなく、復旧も早いと予測されています。そこで伺います。

下水道管路の耐震化の現状についてお示しください。

千葉豪雨を受けての雨水対策についてです。

千葉市雨水対策重点地区整備基本方針が平成30年から20年間の計画で進められており、1時間当たりの雨量65.1ミリに対応する計画となっています。市はこれまで宮崎、都、みつわ台の3か所に雨水貯留槽を整備して浸水被害を防ぐ取組を行ってきたと承知しています。しかし、今回の千葉豪雨では100ミリを超える想定以上の雨量があり、多くの被害が発生したことから、抜本的な強化が必要ではないかと考えます。そこで4点伺います。

1点目、雨水対策重点地区の進捗状況、整備水準と計画の見直しについて。

2点目、3か所の施設整備の効果と課題について。

3点目、他の予定されている箇所の進捗状況について。そして計画の前倒しをすべきではありませんか。

4点目、河川の氾濫を防ぐために、県と連携し、堤防のかさ上げ等対策を急ぐべきではありませんか。

2007年にJ F E ミネラル社製再生路盤材による路面の隆起によって転倒し、大けがをした方の新聞記事が2008年に出たことから、千葉県はJ F E ミネラル社製再生路盤材問題についての有識者委員会を2回開催しました。1回目の委員会では路面隆起の原因は路盤材に配合された鉄鋼スラグの成分が雨水などと化学反応を起こし、体積が膨張したものと考えられるとしており、2回目では調査内容や補修工法の選定などについて決定しています。この委員会には千葉市の職員も参加し、対応を協議しています。有識者委員会では、車道は3センチ以上、歩道は2センチ以上の隆起があった場合は補修をすることが決められました。

また、有識者委員会で補修工事は不適正な再生路盤材を掘り起こして適正な路盤材に入れ替えることが示されていたにもかかわらず、J F E ミネラル社は2021年に神谷市長に重機等による圧搾や粉砕を行う掻きほぐし工法の導入について許可申請をし、市長はこれを許可しています。第1回の委員会開催から18年が経過した現在でもなお、路面の隆起や、波打っている箇所が散見され、再生路盤材使用の問題は解決されていません。そこで3点伺います。

1点目、J F E ミネラル社製の再生路盤材を使用した不具合が18年経っても解決していないことについてどう受け止めているのか。

2点目、J F E ミネラル社の再生路盤材を使用した道路はどのくらいあるのか、改修はいつまでに完了するのか。

3点目、道路の不具合について、J F E ミネラル社の責任で抜本的に直させるべきではありませんか。

次に、消防行政についてです。

今年の夏も大変暑く、外に出るのをためらうような猛暑が続きました。そのため、熱中症での救急要請も増え1日に何回も救急車とすれ違ふことが多く、救急の現場は大忙しであったのではないかと思います。そこで2点伺います。

1点目、熱中症の搬送状況について、そのうちエアコンが設置されていない家庭数、エアコンがあっても使用していない家庭数について。

2点目、頻繁な救急要請により、職員の労働強化になっていないか伺います。

次に、病院行政についてです。

幕張海浜病院の開院に向けて準備が進められていますが、市民の関心事は新病院の交通ア

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和 8 年第 3 回定例会会議録第 4 号（9 月 16 日）

クセスが利用しやすいものになっているのかということではないでしょうか。主要駅から新病院までの確保された路線と本数についてお示してください。

8 月に新病院を視察した際、駐車場の動線が大変分かりづらいと感じました。車の出入りがスムーズにできることは混雑緩和にもつながります。

利用者に分かりやすい駐車場案内の表示をすべきではありませんか。

次に、教育行政についてです。

7 月 28 日に発生した熊本地震では避難所となる学校体育館にエアコンが設置されていないことで、避難者が猛暑の中過酷な状況で避難生活を強いられていると報道されました。本市も今年度中には中学校の体育館にエアコンが設置される予定ですが、小学校は来年度から順次設置する計画が進められています。しかし、災害はいつ起こるかわからず、一刻も早く体育館へのエアコン設置を進めていくことが必要です。そこで伺います。

避難所となる小学校の体育館へのエアコン設置を前倒しで行うべきではありませんか。

年度途中になると産休・育休・病休等の代替者の確保ができないため、担任が未配置になる状況が毎年起こっています。子供たちが安心して学校生活を送るために、また、担任を代行する教務主任等の負担増にならないためにも担任未配置を繰り返させないことが必要です。そこで 2 点伺います。

1 点目、担任未配置の昨年度における最大の人数、直近の状況及び対応について。

2 点目、今後、未配置にしないため、代替者の確保を求めますが見解を伺います。

全国的に公民館のコミュニティセンター化が進んでいます。公民館を教育委員会の管轄から市長部局に移し、社会教育法の制限をなくし、無料の社会教育施設から有料の貸し館や多機能な交流センターにしようというものです。公民館は生涯学習施設であり、大人が学ぶことを保障する場所として歴史的な役割を担ってきました。コミュニティセンター化すれば、学びの自由と市民の学習権を保障する社会教育施設としての役割が薄れてしまいます。

公民館は教育委員会が管轄し、社会教育を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

以上で 1 回目の質問を終わります。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。神谷市長。

〔市長 神谷俊一君 登壇〕

○市長（神谷俊一君） ただいま、日本共産党千葉市議会議員団を代表されまして、安喰初美議員より市政各般にわたる御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

初めに、令和 7 年度決算についてお答えします。

まず、市税が増収となったことへの評価と今後の見通しについてですが、令和 7 年度決算における市税収入の決算額は、個人所得や法人の業績が好調であったこと等の理由から、3 年連続で過去最大の税収を更新しており、国による賃上げの取組や、本市の税源涵養の取組の効果などが出現したものと評価をしております。

また、今後の見通しとしては、緩やかな景気回復が続いていることもあり、市税全体としては、増収が続く見込みではありますが、法人市民税や個人市民税といった災害や国際情勢等の影響を大きく受ける税目もあることから、引き続き市税収入の推移を注視してまいります。

次に、市債残高の今後の見通しについてですが、市有施設の老朽化対策に加え、新たな児童相談所、学校体育館への空調設備の整備などの市民サービスの維持向上と、本市の持続的発展に向けた投資や、さらには、令和 8 年 8 月千葉豪雨における災害復旧に多額の事業費が見込

まれており、市債残高は増加していくものと想定をしております。

このことから、本年3月に策定した、第2期中期財政運営方針を踏まえまして、財政指標への影響を見極めながら、市債の発行規模の精査に努め、発行に際しては、交付税措置の有利な市債を活用しますとともに、災害対応には、国の財政支援を最大限活用するなど、可能な限り将来負担を抑制する取組を進めていく必要があるものと認識しております。

次に、都市基盤整備や企業立地支援の見直しと市民生活への予算配分についてですが、将来的に人口減少が見込まれる中、引き続き、市民、事業者の皆様には選ばれるよう、本市が持続的に発展するためには、将来の税源の涵養に資する企業立地の促進に加え、新たなにぎわいや交流を生み出す中心市街地の活性化など、未来を見据えた取組が重要であると考えております。

加えて、令和7年度には、年齢・所得制限の撤廃による本市独自の多子世帯の保育料の負担軽減をはじめとした子育て支援の充実、学校体育館への冷暖房設備整備といった教育環境の整備・防災機能の強化、広域道路ネットワークの整備による交通渋滞の緩和など、市民生活の向上に向け、着実に取組を進めて参りました。

引き続き、事業の重点化や事業費の精査に努めつつ、市民生活の向上と本市の未来の発展に向けた投資のバランスを取りながら、必要な取組を進めてまいります。

次に、物価高対策についてですが、これまで、国の交付金のほか、一般財源等の本市独自の財源も活用しながら、子育て世帯に対する学校・保育施設等の給食費高騰分の支援や、中小企業者に対するエネルギー価格高騰支援など、市民や中小企業者への支援に取組んできたところでございます。

こうした物価高への対応のほか、法定の社会保障関係経費の増大などにより、財政調整基金残高が減少している状況にあり、さらなる本市独自の財源の活用につきましては、慎重に検討していく必要があると認識をしております。

このような状況を踏まえまして、国や県の支援制度と整合を図りながら、国の交付金を最大限活用し、市民や事業者への効果的・効率的な支援に努めてまいります。

次に、防災分野への予算配分と都市基盤整備の見直しについてですが、令和8年度予算におきましても、浸水対策や道路・下水道施設の耐震化、老朽化対策など、市民生活の安全・安心に直結する取組に必要な予算を確保しているところでありますが、今般の令和8年8月千葉豪雨で顕在化した都市部特有の問題にいかに対応していくかが今後の課題であると認識しております。

また、中心市街地の活性化や新湾岸道路については、市民、事業者の皆様には選ばれる都市であり続けるため、都市の魅力・活力の向上に資する取組でありますとともに、物流の効率化による経済の活性化や防災力の強化の面においても意義のあるものと認識をしております。

これらの認識の下、将来負担に配慮しながら、今後も、災害から市民の命と暮らしを守るための防災・減災対策を着実に進めますとともに、都市の魅力や活力の向上につながる施策についても推進してまいります。

次に、平和の取組についてお答えします。

まず、核兵器禁止条約に参加するよう政府に求めることについてですが、本市が、平成21年から加盟し、すべての政令指定都市を含む国内1,740都市が加盟する平和首長会議において、日本政府に対し、核兵器禁止条約の早期署名・批准を求めており、引き続き同会議を通じ

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

て参加を求めてまいります。

次に、非核三原則の堅持についてですが、国の安全保障や外交、防衛に関し、国家の存立に関わる政策の決定については、国会において十分に議論されるべきものと考えております。

次に、令和8年8月千葉豪雨についてお答えします。

まず、今回の災害における教訓と課題についてですが、今回の千葉豪雨は、短期間に記録的な雨量が集中し、崖崩れや広範囲の床上浸水などのほか、アンダーパスなどの冠水による通行障害と多数の被災車両、鉄道の運休に伴う帰宅困難者、マンションの地下電気設備等への浸水によるライフラインの途絶など、都市部特有の課題が顕在化したところであります。

引き続き、道路などのインフラ施設の復旧や、被災された方々の生活再建に全力を挙げるとともに、今回の災害対応を総括、検証し、今後の災害対応に活かしてまいります。

次に、初期の情報収集、避難前、災害時・災害後の情報発信の今後の課題についてですが、8月13日災害対策本部設置前から、区役所や消防局など庁内や、関係機関からの情報集約に努めますとともに、緊急速報メール、SNSなど多様な手段で速やかに避難指示を発令するなど、情報発信を行ったところであります。

また、道路の通行止めや鉄道の運行状況、降雨時にがけや河川、地下道など危険な場所へは近づかないことの注意喚起、生活再建に向けた支援制度など、その時々状況を踏まえ被災者が必要な情報を、罹災証明交付申請窓口などで御案内するほか、ホームページやSNS等で積極的に発信をして参りました。

今後の課題についてですが、避難指示などの避難情報をより速やかに、かつ正確に発信することや、被災者が生活再建に必要な支援制度などの、より迅速な情報発信について研究を行ってまいります。

次に、被災車両の台数を把握するための体制についてですが、被災後にも及んだ渋滞の中、まずは、この要因ともなった、道路の通行に支障となる被災車両を移動することを最優先として、併せて台数の把握も行ったところであり、道路啓開全体のスピードとしては厳しい状況の中、迅速に対応できたものと認識をしており、工夫をしながら対応してくれた市職員の奮闘に感謝を申し上げたいと思っております。

また、発災後、啓開や調査、その後の撤去に至るまで、防災協定を結んでいる千葉県レッカー事業協同組合をはじめ、国土交通省のテックフォースや、国からの支援によりJAF、また、全日本高速道路レッカー事業協同組合やNPO法人全日本レッカー協会の協力を得て作業を行うことができ、関係機関のお力添えに改めて感謝を申し上げたいと思います。

次に、帰宅困難者の一時滞在施設の開設における民間との連携と今後の強化についてですが、今回の豪雨災害の帰宅困難者対応では、鉄道事業者から運行状況等の情報収集を行いますとともに、一時滞在施設の開設に向け、民間事業者と受入れの調整を行ったところであります。

帰宅困難者の発生が見込まれる駅周辺の民間事業者との協力体制をさらに充実させるとともに、引き続き、民間施設を含む、新たな一時滞在施設の確保に努めてまいります。

次に、ハザードマップの検証、見直しについてですが、本市の内水ハザードマップは、国が示している想定最大外力の設定手法に基づいて、本市がシミュレーションした浸水想定区域を基に作成をしております。

今回、短時間に記録的な雨量が集中した千葉豪雨では、浸水想定区域以外でも被害が発生

したことから、今後、浸水箇所や被害状況を整理し、検証することとしております。

最後に、トイレトレーラーの導入についてですが、今回の豪雨災害対応では、県や他市から複数のトイレトレーラー、トイレカーの支援を受けており、必要な場所に機動的に配置できるなど、有効性を改めて認識したところであります。

引き続き、県が保有する車両や国の災害対応車両登録制度の活用、本市が進めているマンホールトイレや携帯トイレなどとの機能分担も含め、本市の災害時トイレ対策の総合的な枠組みの中で検討すべきものと考えております。

以上で答弁を終わります。私の答弁以外につきましては、両副市長、病院事業管理者並びに教育長から答弁をいたします。

○議長（松坂吉則君） 那須副市長。

○副市長（那須一恵君） 市長答弁以外の所管についてお答えします。

初めに、消費税の減税についてお答えします。

食料品の消費税を1%にした場合の本市の影響についてですが、今回の引き下げによる国全体の減収額が公表されていないことから、本市の影響額を明確に申し上げることは難しい状況ですが、報道されております減収額を踏まえますと、影響額は数十億円程度になるものと見込んでおります。

なお、与党税制改正大綱では減収分を全額、地方特例交付金で措置することとしており、この措置が実施された場合、本市への影響はほぼないものと認識しております。

次に、避難所環境の整備としての入浴支援の強化についてお答えします。

まず、入浴支援として検討していることについてですが、今回の豪雨災害におきましては、公的施設に加え民間の入浴施設にも御協力いただいたほか、水循環型シャワーシステムを避難所に設置し、活用しております。

引き続き、御協力いただける民間施設の確保に努め、災害時の入浴支援体制の充実を図ってまいります。

次に、移動式の簡易シャワーの整備を進めることについてですが、本市では、上下水道が使用できない場合でも入浴環境を確保できる、移動式の水循環型シャワーシステムを6セット保有し、今回の豪雨災害では、避難所1か所に設置しております。

同シャワーシステムの販売事業者は、各自治体所有のシャワーシステムを集約し、被災地へ提供する枠組みを構築しており、能登半島地震や令和8年熊本地震におきまして、運用実績がございます。大規模災害時には本市でもこの枠組みの活用について検討してまいります。

次に、防災行政無線についてお答えします。

まず、防災行政無線の評価についてですが、防災行政無線は、屋外放送設備により広範囲へ一斉に情報を伝達できる重要な手段であり、毎日の定時放送は、災害時に確実に情報を伝達するための、重要な点検として通信状況の確認を行っております。

また、スピーカーとの位置関係や地形、建物の遮音性などで無線による放送が聞こえにくい場所があることを考慮し、市ホームページや、ちばし安全・安心メール、SNS、電話、FAXによる災害時緊急情報配信サービスなど、多様な手段で情報発信を行っております。

次に、外国人向けの情報発信についてですが、防災行政無線の屋外放送は、周辺環境の影響で聞き取りにくい場合があり、緊急時には簡潔さが求められることから、複数言語を重ねての放送は困難と考えております。

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

このため、外国人に対しましては文字情報を中心に発信しており、今回の千葉豪雨でも、12言語に対応する多言語防災メール配信サービスや、千葉市国際交流協会に設置した災害時多言語支援センターのSNSを用いて、避難指示などの情報発信を行ったところでございます。

次に、防災に備えた職員の増員についてお答えします。

災害時の適切な対応に向けた職員の増員についてですが、職員の人員体制につきましては、最少の経費で最大の効果を上げることという行政運営の基本理念に基づき、中長期的な行政需要に応じた適切な職員数となるよう、千葉市定員適正化計画を策定し、計画的な定員管理を行っているところでございます。

また、災害時には、千葉市業務継続計画に基づき、災害対応業務等を迅速かつ適切に行うための人員確保をするとともに、人員が不足する場合には、千葉市災害時受援計画に基づき、国の応急対策職員派遣制度や広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画に基づき他自治体から人的支援を受けながら災害対応に当たってまいります。

次に、予備自衛官等兼業特例法についてお答えします。

予備自衛官等兼業特例法の成立による市の対応についてですが、この特例法につきましては、今後、関係省令等の制定や通知の発出が行われる予定であり、それらの内容や国家公務員の取り扱いも踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、連絡所の廃止についてお答えします。

まず、住民の意向や利用実態の把握についてですが、各連絡所における、1日当たりの証明書の交付件数や、その推移などから把握したものでございます。

次に、連絡所で取り扱う業務と利用者を増やすことについてですが、施設の必要性につきましては、施設を維持することを前提とするのではなく、利用状況や社会環境に応じて適切な市民サービスを提供することが重要であると考えております。

本市では、各種申請等について、市民の利便性向上を図るため、オンライン交付申請など、窓口に行かなくても手続きが完結する、行かない窓口の取組を進めるとともに、証明書を郵送で取得できるサービスや証明書の宅配サービスを実施しているところでございます。

次に、連絡所廃止の撤回についてですが、連絡所の廃止は、本人確認方法の変化やオンラインによる手続きの拡充により、住民票の写しなどの証明書を必要としない手続きが増えていること、利用者数の減少や施設運営に係る人的・財政的負担、今後の行政サービスの提供方法等を総合的に勘案し、方針決定したものでありまして、廃止後も円滑に行政サービスを御利用いただけるよう周知を進めてまいります。

次に、運動をするための適切な環境の整備についてお答えします。

スポーツセンターやコミュニティセンターの体育館への空調設備の設置についてですが、断熱性能の向上など建物全体の改修もあわせて実施する必要がございまして、多額の整備費用を要するほか、光熱費や修繕などの維持管理費も大幅に増加することが見込まれます。

また、空調方式により、競技によっては競技環境に影響を与えるなどの課題も多く、早期の導入は難しいものと考えております。

まずは施設ごとの状況を踏まえて、熱中症警戒アラートや暑さ指数を活用した暑さ対策を実施してまいります。

次に、市民会館再整備についてお答えします。

事業費の圧縮についてですが、新たな市民会館は、千葉駅前という立地を生かし、人々が

集い、交流し、新たな文化や地域の魅力を創造・発信する文化交流の拠点施設として整備するもので、その役割を果たす施設でありますことが重要であると考えております。

一方で、事業費の縮減や財政負担の軽減にも十分配慮して整備を進めることも重要でありますことから、今後の設計段階におきまして、必要な機能を確保しつつ事業費の精査を行うとともに、財源確保の手法につきましても検討し、市財政の負担軽減に努めてまいります。

次に、ジェンダー平等についてお答えします。

まず、本市の主な公共施設における男女別トイレの便器数についてですが、本庁舎は男性用149基、女性用95基、市民会館は、男性用45基、女性用32基、千葉ポートアリーナは、男性用115基、女性用65基、コミュニティセンターは、全体で男性用292基、女性用197基となっております。

次に、今後の取組についてですが、新たに公共施設のトイレの整備を計画する際には、国のガイドラインや事例集などを参考とし、男女それぞれの待ち時間の平準化や利便性の向上に配慮して、誰もが快適に利用できるトイレとなるよう検討してまいります。

次に、管理職及び附属機関委員の女性比率についてですが、

本年4月1日現在で、本市の管理職に占める女性比率は24.6%、附属機関委員に占める女性比率は36.2%となっております。

次に、女性活躍のための環境整備の取組についてですが、

第5次千葉市男女共同参画ハーモニープランにおいて、あらゆる分野における女性の活躍を基本目標に掲げ、女性の活躍推進に関する講座の開催や、出前講座による市内事業所への啓発などの取組を実施しているほか、今年度より、女性の経済的自立の実現に向け、スキル習得から就労までを一体的に支援する女性デジタル人材育成事業を開始いたしました。

また、本市職員につきましては、千葉市子育て支援・女性活躍推進計画に基づき、多様な事情に対応できる柔軟な勤務パターンや各種休暇制度など、働きやすい職場環境を整備するとともに、若手の女性職員が自信を深め成長を感じられるよう、政策立案等を経験できる部門への配置や自身の主体的なキャリア形成を促す研修の実施などの取組を進めているところでございます。

次に、ケースワーカーについてお答えします。

受け持ち世帯数を基準どおりにするための増員についてですが、これまでも被保護世帯数の増加に合わせて、適宜増員を図るとともに、受け持ち世帯数も令和6年度の1人当たり88世帯から、8年度は85世帯と減少している状況でございます。

引き続き、人員の適正配置に努めてまいります。

次に、最高裁判決に伴う保護費の追加給付についてお答えします。

まず、対応状況についてですが、生活保護を現に受給されている世帯につきましては、対象世帯約1万6,800世帯のうち、これまでに1万4,800世帯に対しまして、給付を行ったところでございます。

また、保護廃止世帯につきましては、先月3日から事務センターを開設し、申出を受け付けているところでございます。

引き続き、給付が円滑に行われるよう、適切に対応してまいります。

次に、エアコンの購入支援についてお答えします。

低所得者へのエアコン購入費助成についてですが、費用の助成は考えておりませんが、図

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和 8 年第 3 回定例会会議録第 4 号（9 月 16 日）

書館・公民館などの公共施設やスーパー・ドラッグストアなどの民間施設において、市民が一時的に休憩できるクールスポットを設置しております。

また、熱中症予防につきましては、遮光カーテンやすだれの利用、通気性のよい衣服の着用など、暑さを避ける方法につきまして、市政だよりや市ホームページで周知しているほか、LINE などの SNS を活用した周知啓発に取り組んでいるところでございます。

次に、補聴器購入助成についてお答えします。

補聴器購入補助制度の復活についてですが、本市では、平成 22 年度まで実施していた高齢者を対象とした補聴器の購入助成を障害者手帳所持者向けの制度がありますことなどから廃止しております。

今後の高齢化のさらなる進展により、高齢者福祉に対するニーズは今後も増え続けていく見通しであり、また、本市における補助の仕組みがない、また、国における補助の仕組みがないことなどを考慮いたしますと、現時点での制度の復活は困難と考えております。

次に、保育所の建替えについてお答えします。

公立保育所の建替えについてですが、建替えや維持保全等に必要な財源を確保する観点から、公立保育所の施設管理に関する基本方針に基づき、公立保育所が担う役割を果たしていくために必要かつ十分な箇所数を残しつつ、一定の民営化を進めていくこととしております。

最後に、保育士の配置基準についてお答えします。

本市独自の保育士配置基準の引上げについてですが、本市では、既に 1、2 歳児の保育士等の配置を国基準の 6 対 1 を上回る 5 対 1 としており、保育士確保が容易ではない状況の中、さらなる基準の引上げにつきましては、慎重に検討すべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 橋本副市長。

○副市長（橋本直明君） 市長答弁以外の所管についてお答えします。

初めに、平和の取組についてお答えします。

展示会開催の見解についてですが、当該施設の指定管理者が県条例等に基づき施設利用の可否を判断するものにつきましては、本市はその展示内容を個別に評価する立場にはないと認識しております。

本市としては、平和都市宣言の理念にある、世界の恒久平和の実現に向け、引き続き平和啓発の取組を進めてまいります。

次に、特定利用空港・港湾についてお答えします。

まず、千葉港が特定利用港湾の対象となるリスクについてですが、国からの説明では、「自衛隊・海上保安庁は、これまでも民間の空港・港湾を利用してきており、特定利用港湾となった場合、さらなる利用の円滑化を図ることを目的として、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けることとなるが、そのような枠組みが設けられた後も自衛隊・海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性は高まるとは言えない」と伺っております。

次に、県に同意しないよう求めることについてですが、国からは、日本は、戦後最も厳しい安全保障環境の下に置かれており、特定利用空港・港湾の取組は、このような安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うための取組であると説明を受けております。

また、平素から担当者間で連携することで、災害時の対応など緊急性が高い場合において

も利用調整が可能となることや、平素の訓練等を通じて、自衛隊・海上保安庁が港湾の特性を習熟することで、災害時の対応などにおいてもより迅速、かつ、安全に部隊や物資を展開・輸送することができることなどのメリットがあると伺っております。

県は、国の説明をよく確認するとともに、関係市や港湾関係者の意見を踏まえながら、県として判断することですので、県の動向を注視しながら、市民の皆様に対する丁寧な説明について国や県に要望してまいります。

次に、カーボンニュートラル実現の取組についてお答えします。

まず、市民の意識や行動変容のための取組及び課題についてですが、昨年度は、若い世代への普及啓発として、環境についての小中学校での授業や市内大学と連携した講義を行っております。

また、市民生活や移動における省エネ化・再エネ化を進めるため、ZEHや太陽光発電、蓄電池など住宅用設備の導入助成のほか、電気自動車における充電設備の千葉公園等での設置や公用車での導入に取り組んでおります。

これらの取組の継続性が重要と考えており、今後も、千葉市地球温暖化対策実行計画に基づき、着実に進めてまいります。

次に、企業のCO₂排出抑制の現状及び課題についてですが、温室効果ガスの排出量の多い企業におきましては、2050年カーボンニュートラルの達成を目指したロードマップを作成し、計画的に取り組んでおります。

また、国においても今年度から二酸化炭素の直接排出量が年間10万トン以上の企業を対象とする排出量取引制度を開始しております。

本市としましては市内企業の取組を一層促進することが重要であるため、脱炭素先行地域推進コンソーシアムなどを通じた周知啓発や省エネ設備の導入にかかる支援などを実施しており、引き続き、企業や国の動向を注視するとともに、企業のニーズに応じた支援に努めてまいります。

次に、北谷津清掃工場のCO₂排出削減についてですが、北谷津清掃工場は、安定的に焼却ごみを処理することを第一に考えた上で、今後、コークスの使用量を削減することや、バイオマスコークスを活用することなど、引き続き、工場の運営事業者と連携してCO₂削減につながるような手法を検討してまいります。

次に、新港清掃工場のリニューアルについてお答えします。

リニューアルの進捗状況についてですが、本年4月の着工以降、現地調査や実施設計を進め、現在は解体工事に着手し、計画どおりに進捗しております。今後は、令和9年度末までに解体工事を完了するとともに、建築工事やプラント工事を進め、13年4月の再稼働に向けて、着実にリニューアル整備を進めてまいります。

次に、農家への支援についてお答えします。

まず、豪雨被害にあった農家に対する、具体的な支援についてですが、被災した農業者の営農再開・継続に向けた支援について、本市から農林水産大臣へ直接要望を行ったところであり、農業者が営農意欲を維持し、今後も農業経営を継続していただけるよう、被害の実態に即した必要な支援を行ってまいります。

次に、本市独自の農家への物価高騰対策についてですが、本市では、飼料価格の上昇分の一部を支援する畜産飼料価格高騰支援を実施しております。このうち配合飼料及び粗飼料を対

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

象とした事業につきましては、市内全26戸の畜産農業者へ個別に周知を行い、そのうち申請のあった23戸に対して先月までに給付を完了し、必要な支援を行ったところでございます。

また、肥料価格の高騰への対応として、土壌診断や施肥設計を無料で実施し、必要な肥料成分や施肥量を示すことで、肥料の使用量やコストの削減に繋げ、経営の安定化を図っております。

次に、都市の緑化推進についてお答えします。

樹冠被覆率の目標を決め、都市の緑化を推進することについてですが、本市では、千葉市緑と水辺のまちづくりプラン2023におきまして、市域における樹林地、草地、耕作地の割合を示す緑被率を成果指標の一つとして位置付け、現状の約48%を維持できるよう、緑の保全や創出に取り組んでいるところでございます。

まちなかにおきましても、居心地が良く歩きたくなる空間を形成するためには、緑を活用することは重要であり、今般策定した中央公園プロムナード周辺のまちづくりビジョンにおきましても、緑の軸を形成することとしております。

計画の全体指標として、市域の緑の現況を幅広く把握できる緑被率が適しているものと考えておりますが、樹冠被覆率の扱いにつきまして、国や他都市の動向を注視して参りたいと考えております。

次に、下水道管路の耐震化についてお答えします。

耐震化の現状についてですが、本市では、重要な幹線等897キロメートルについて耐震化を行うこととしており、昨年度末までに約83%にあたる742キロメートルが完了しております。

また、液状化リスクの高い美浜区を対象に、重要な幹線等のマンホールについて浮上防止対策を行っており、今年度末の完了を予定しております。

次に、千葉豪雨を受けた雨水対策についてお答えします。

まず、雨水対策重点地区の進捗状況、整備水準と計画の見直しについてですが、現在、13の重点地区のうち、みつわ台地区の施設整備が完了しており、弁天、都町、宮崎の3地区で整備を進めているところでございます。

今後の雨水対策につきましては、課題を検証した上で、整備方針などの在り方を検討していくこととしております。

次に、3か所の雨水貯留施設整備の効果と課題についてですが、貯留槽は1時間当たり65.1ミリメートルの降雨に対応する施設として整備しております。

また、雨水対策は整備に多額の費用と時間がかかることなどが、課題と考えております。

次に、整備予定箇所の進捗状況と計画の前倒しについてですが、現在、重点地区におきましては、弁天地区で雨水貯留槽の整備を、都賀の台地区で雨水管の整備に向けた設計を行っているところでございます。

また、重点地区以外では、稲毛海岸地区や誉田地区などで雨水管の整備を進めております。

多額の費用がかかりますことから、引き続き、できる限り国費の確保に努め、事業を推進してまいります。

次に、千葉県と連携した、堤防のかさ上げ等の対策についてですが、県管理の河川における対策は、内水氾濫を軽減するためにも重要でありますことから、県と連携して進めていく必要があると考えております。

次に、再生路盤材による路面の隆起についてお答えします。

まず、不具合が解決していないことについての受け止めですが、これまでも路面の隆起が確認された際は、J F E ミネラル株式会社において速やかに補修してきましたが、今後も事象が発生した際は、道路利用者の安全性を考慮し、J F E ミネラル株式会社において、その都度できる限り速やかに対応していくものと考えております。

次に、再生路盤材を使用した道路はどのくらいあるのか、改修の完了時期についてですが、使用した箇所は926箇所となっております。

路面の隆起が見られた箇所について随時補修することとしておりますため、完了時期を明確にお示しすることはできません。

次に、道路の不具合への補修についてですが、

補修方法については、緊急性や現場状況に応じて適切な工法を選択し、J F E ミネラル株式会社が補修することとしております。

次に、熱中症での救急要請についてお答えします。

まず、エアコン未設置及び未使用住居における搬送状況についてですが、令和7年中、熱中症で搬送された傷病者659人のうち、211人が住居で発生し、そのうち、エアコン未設置が27人、未使用が87人でございました。

最後に、救急隊員の労働強化についてですが、救急出動が連続するなど、長時間にわたる活動を行った場合には、適宜、休憩時間を設けることや、隊員を交代させるなど、労務管理を徹底しております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（山本恭平君） 幕張海浜病院についてお答えします。

まず、幕張海浜病院の交通アクセスについてですが、主要駅からのアクセス確保について一定の見通しが得られております。

主要なアクセス拠点であるJ R 海浜幕張駅とJR新検見川駅からは、病院まで乗り換えなしで利用できる路線を運行する予定であり、平日において、海浜幕張駅から80便、新検見川駅から50便を見込んでおります。

また、これらの駅に加え、J R 稲毛駅から24便、J R 検見川浜駅から10便をはじめ、複数の駅から利用できる交通体系を整備しております。

なお、最終的な運行便数や時刻表につきましては、現在バス事業者においてダイヤ調整を行っており、開院直前に公表される予定と伺っております。

次に、駐車場についてですが、患者用駐車場への動線では、一般車両に加え、タクシーや乗降スペースを利用する車両の動線が交差する箇所もあり、初めて来院される方にとって分かりにくい面があると認識しております。

このため現在、駐車場運営事業者の知見も活用しながら、案内標識や誘導サインの配置等について検討を進めているところです。

今後も開院に向けて、駐車場の利用環境に限らず、患者の皆様が安心して利用できる病院となるよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 教育長。

令和 8 年第 3 回定例会会議録第 4 号（9 月 16 日）

○教育長（鶴岡克彦君） 初めに、学校給食無償化についてお答えいたします。

来年度以降の給食費の保護者負担についてですが、本年 4 月から、小学校に対する学校給食費の抜本的負担軽減が実施されたところですが、基準額は全国一律であり、十分な財源措置は行われていない状況です。

学校給食につきましては、現状の運営におきましても、人件費や施設管理運営費等に市費を投じるほか、今年度につきましても、引き続き物価高騰等の学校給食費支援を行うことで、安全安心な給食の提供に取り組んでいるところでございます。

今年度、小学生の保護者負担軽減のために約 5 億円の公費補填を行っており、中学生までの完全無償化を実施する場合は、さらに年間約 17 億円の追加費用が必要となります。

今後、超高齢社会の進展への対応や公共施設の老朽化対策、学校体育館への冷暖房設備の整備等により、財政需要の増加が見込まれる中、教育や子育て支援の施策全体におきましても、限られた財源の中で優先度を見極めて、実施すべき施策を総合的に検討する必要がございます。

本市としましては、学校給食費無償化につきましては、国の責任において長期的に安定的な財源を確保し、全国で公平に実現されるべきと考えております。引き続き、国に対し、十分な財源措置や速やかな情報提供を求めてまいります。

次に、避難所となる学校体育館へのエアコン設置についてお答えいたします。

小学校体育館への冷暖房設備整備についてですが、令和 11 年度までの全校整備完了を目標に進めるとともに、さらなる前倒しについても、引き続き検討してまいります。

次に、担任未配置についてお答えいたします。

まず、担任未配置の昨年度における最大の人数、直近の状況と対応についてでございますが、担任が産前産後休暇、育児休業や病気休暇等を取得したことに伴う不足に対しまして、代替職員が配置できなかったことにより、昨年度は最大で、12 月 1 日時点において、19 人の未配置が発生いたしました。直近である今月 1 日時点では、4 人の未配置となっております。

未配置が発生している学校につきましては、正規休暇等補助教員や会計年度任用職員を配置するとともに、教務主任等が担任を代行して対応するなど、児童生徒の教育活動に影響がないように努めております。

次に、担任未配置の代替者の確保についてですが、

代替となる臨時的任用講師等を確保するため、講師登録説明会や、教員免許状を所持しながら、現在、教職に就いていない方を対象としたペーパーティーチャー相談会を定期的に開催するほか、過去に本市で教員として勤務していた方に直接連絡を行い協力を依頼するなどの取組により、人材確保に努めているところでございます。

また、商業施設等へのポスター掲出や千葉都市モノレールの車両ドアのステッカー広告、動画投稿サイトにおける PR 動画の配信などを通じて、本市教員として働くことの魅力発信に力を入れて取り組んでおります。

最後に、公民館のコミュニティセンター化についてお答えいたします。

公民館の管轄についてですが、本市の公民館は社会教育法に基づいて設置されていることから、教育委員会が所管するものと考えております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 2回目の質問を行います。

市政運営の基本姿勢についてです。

市は厳しい財政運営だとして市税の徴収強化や公共料金の値上げ、事務事業の見直しを実施していくとしています。物価高騰で市民生活がますます厳しくなっているもとで、市民の生活を圧迫する公共料金の値上げや市民サービスの切り捨ては市政への不満と不信感が高まっていくことが危惧されます。年金暮らしの方からは「年金が引き上がって暮らしが少し良くなるかと思ったが、年金引き上げ以上に物価が高く、生活は苦しい」「病院の受診を減らすことはできないので、食事は朝昼兼用と夜の2食で生活費をやりくりしている」などの切実な声が聞かれます。市長は市民の切実な声に耳を傾けるべきです。そこで伺います。

市長は市民の生活実態を把握して市民に寄り添った市政運営を実施すべきではありませんか。

財政が厳しいと言いながら、新湾岸道路建設について必要な根拠が示されていないのにもかかわらず、物流の効率化による経済の活性化や防災力の強化の面においても意義のあるものだとして、国、県、市をあげて推進しています。人口減少社会に移行している中で、車の台数は減少することが予想されるもとで、巨額の費用をかけて新しい道路を作っても使う人がいなければ無駄遣いとなります。国主導の事業であっても自治体の負担が求められ、完成まで20年、30年かかるような長期間にわたって市の予算が使われることとなります。そこで伺います。

新湾岸道路の建設は中止すべきではありませんか。

財政調整基金の適正規模は一般的に標準財政規模の10～20%と言われており、今回の豪雨災害のように緊急に支援が必要となった時に迅速な支援ができるよう財政調整基金は一定割合の確保が必要と考えます。財政調整基金の残高45億円に黒字分の24億円のうちの2分の1の12億円を繰り入れると57億円になりますが、今年度の当初予算では財政調整基金を30億円切り崩しているため残高は27億円とかなり少なくなっており、このまま減らし続けていいのかが問われます。

財政調整基金の確保の考え方について伺います。

次に、物価高騰対策についてです。

下水道使用料の減免は物価高騰対策のために支援されているということが市民には伝わっていない状況があり、また、キャッシュレスキャンペーンは一部の対象者に限られることから、直接的に物価高騰支援となる支援金や商品券の支給などが有効と考えます。

市民全体の消費生活を支援する物価高騰対策を行うべきではありませんか。

次に、学校給食無償化についてです。

限られた財源の中で優先度を見極めて事業を行う必要があり、小学校の無償化には5億円、中学校の完全無償化には17億円がかかるため、実施はできないとの答弁でした。国が全国一律の制度をつくり、財源措置をするまで実施はしないという今までと同じ答弁の繰り返しです。子育て家庭の経済的な支援を行い、子育て世代に千葉市に長く住んでもらうことは千葉市の発展に寄与することにつながります。今年度小学校で交付金を使って無償化したのに、来年度は交付金が充てられないからと保護者負担を求めるのはあまりにも冷たい仕打ちであり、教育行政に落胆を覚えるだけです。積立金の活用をすれば学校給食無償化の財源に充てることは可能です。そこで伺います。

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

せめて小学校の無償化を継続するための予算措置をするべきではありませんか。

次に、平和行政についてです。

幕張メッセでのイベント開催は指定管理者が千葉県条例に基づいて施設利用の可否を判断するものについて、市がその評価を個別に判断する立場にはないとして武器見本市での武器売買の可否について考えを述べられませんでした。ガザでは何の罪もない市民がイスラエルの武器によって命が奪われていますが、イスラエル製の兵器は実戦で試され済みだとして武器見本市で売りさばこうとしている実態があるのに黙って見過ごすのは、戦争に加担することと同じではありませんか。6月にパリで行われた武器見本市ではイスラエルの企業の出展は禁止されたとのことでした。そこで伺います。

武器見本市の中止を県に求めるべきではありませんか。

次に、総合政策行政についてです。

1回目の答弁でも示されたとおり、アンダーパスへの対応は喫緊の課題です。千葉豪雨ではアンダーパスの冠水で2人が死亡したため、対策の強化が求められています。そこで、アンダーパスにおける、事前通行止めへの対応強化、通行止めの看板、自動または遠隔操作式の遮断機の導入など、抜本的な対策強化が必要と考えますが、対応について伺います。

今回の災害で多くの車両が浸水し使用不可となり、移動や復旧に困難を抱えている市民の声を受けて、我々はレンタカーサポートを求めてきました。そうしたなか、一般社団法人日本カーシェアリング協会による車の無償貸し出しを実施したことは評価するものです。他方、同様の支援を実施している大網白里市と柏市は支援期間が12月までとしているところ、千葉市は9月までであるため、12月まで支援期間を延長すべきではありませんか。

千葉豪雨では市内200か所のがけ崩れが発生して、自宅の裏山からの土砂撤去など、多くの相談が寄せられています。民地のがけ崩れに対する復旧の支援については、激甚災害の指定を受けたことから、2戸以上の被害があった場合に災害関連のがけ崩れ対策事業での対応も可能となったため、柔軟かつ速やかに調査を行いがけ崩れで苦しむ市民への対応を急ぐべきではありませんか。

ハザードマップの見直しについては、浸水想定区域以外でも被害が発生したことから、今後、浸水箇所や被害状況を整理し、検証すると答弁されました。ハザードマップの確認はウェブか区役所の窓口で印刷をしてもらうかのどちらかであり、自分から災害に対する情報を積極的に得ようとしなければ情報に接することはできません。ハザードマップが手元にあることで、災害に対する意識醸成にも寄与するものと考えます。そこで伺います。

意識向上を図るため、ハザードマップを常に掲示しておけるよう全戸に配布することを求めますが、見解を伺います。

次に、補聴器購入助成についてです。

補聴器購入助成制度について、市は認知症と難聴との因果関係を示す研究結果が出なければ取組まないというだけでなく、国が全国一律の制度をつくらなければやる気がないことがあらためて明らかになりました。学校給食無償化と同じで、国任せの姿勢であり、市民の健康を増進させようとする姿勢が感じられず残念に思います。

県内では19の自治体が補聴器購入助成をしており、松戸市では「近年、多くの研究成果から聴力低下が認知症やうつ病の発症に深く関係していることが明らかとなり、高い生活の質を保つためには聞こえが重要であることが注目されています。高齢者の介護予防や社会参加促進

を目的に、補聴器の購入費用の一部を助成します。」と事業の案内をしています。このように耳の聞こえが悪く困っている市民のために率先して事業を進めるのが地方自治体のあるべき姿であると考えます。

市のホームページには「早期に補聴器を使用することで人とのコミュニケーションが活性化し、生活の質の向上につながります。」と補聴器の使用の効果をうたっています。補聴器の使用で、人との対話ができ、社会活動を行うことで介護予防につなげていけば、介護にかかる費用を抑えることもできると考えます。

そこで伺います。

補聴器購入助成をしている自治体に学び、補聴器購入助成を行うべきではありませんか。

次に、環境行政についてです。

ゲリラ豪雨や線状降水帯の発生、台風が頻繁に発生することなど地球温暖化が大きく影響していることから、地球温暖化対策に本気で取組んでいくことが求められます。

千葉市環境保全条例には地球温暖化等の防止対策の推進として、第26条「事業者は、工場等において地球全体の温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素等の物質、オゾン層破壊の原因となるフロン類並びに酸性雨の原因となる硫黄酸化物及び窒素酸化物が大気中に排出されるのを抑制するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と掲げられています。事業者がCO₂等の排出抑制がどれだけ進んでいるか、公表しさらに取組を促すことが必要と考えますが、見解を伺います。

次に、経済農政についてです。

千葉豪雨の被害に遭った中小企業者や農業者は保険に入っていれば一定の補償がされますが、入っていなければ復旧するためには多額の資金が必要になり、見舞金だけではどうしようもありません。被災した農業者の営農再開・継続に向けた支援について農林水産大臣に直接要望を行うとともに、被害の実態に即した必要な支援を行っていくとの答弁でした。資金面の支援とともに、農業者の悩みや不安に寄り添う支援が必要だと考えます。

そこで伺います。

保険に入っていない人へのプッシュ型の支援を行うべきではありませんか。

次に、建設行政についてです。

茂原市を流れる一宮川は護岸の整備をしたことで浸水被害がなくなったことから、適切な工事を行うことで河川の氾濫の被害は防げます。県が管理する河川の抜本的な改善について、県市間協議の最重要項目に引き上げて協議を急ぐべきではありませんか。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（松坂 吉則君） 神谷市長。

○市長（神谷俊一君） 2回目の御質問にお答えいたします。

初めに、市政運営についてですが、日頃から市民の皆様との直接の対話など様々な機会を通じて、市民生活の実態や、地域における課題の把握に努めております。

物価の高騰が市民生活に影響を及ぼしていることも認識をしており、これまでも、学校給食費等の高騰分への支援など必要な対策を講じて参りましたが、引き続き、物価の状況を見極めながら、市民に寄り添った市政運営に努めてまいります。

次に、新湾岸道路についてお答えします。

新湾岸道路の建設についてですが、当該道路は、本市の広域的な道路ネットワークの強化

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

に必要な道路であると考えており、地域の持続的な発展に大きく寄与する重要な事業であるため、引き続き、事業主体である国に協力をし、事業への理解促進に努めてまいります。

次に、財政調整基金についてお答えします。

財政調整基金の確保の考え方についてですが、財政調整基金の残高には、明確な基準は定められておりませんが、経済事情の著しい変動などに備えるためにも、一定程度の残高を確保することが望ましいと考えております。

このため、税源の涵養に向けた取組や、事業実施の効率化など、歳入確保・歳出削減の取組を通じて、持続可能な財政構造を確立するとともに、基金残高の確保に努めてまいります。

最後に、物価高騰対策についてお答えします。

市民への物価高対策についてですが、本年度、国の交付金を活用し、物価高対策を実施しておりますが、現金給付等についても検討したところ、交付に係る事務費が数億円規模で多くなることを踏まえ、より多くの支援を届けられることができる下水道使用料等の減免などを実施することとし、市政だよりや各種SNSなど、様々な媒体を活用して、市民の皆様への周知に努めたところでございます。

今後も、物価高騰の状況や国の動向を見極めながら、市民生活への影響を踏まえ、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 那須副市長。

○副市長（那須一恵君） 初めに、令和8年8月千葉豪雨についてお答えします。

まず、一般社団法人日本カーシェアリング協会による自動車貸出支援の期間延長についてですが、

同協会とは令和8年8月28日に自動車貸出支援事業への協力に関する合意確認書を締結し、8月29日から9月30日までの間、被災者を対象とした自動車の貸出支援を実施しております。

現時点におきましても、需要が高い状況でありますことから、同協会と貸出期間の延長につきまして協議を進めているところでございます。

次に、ハザードマップの全戸配布についてですが、本市ではウェブ上での閲覧に加え、区役所等で対象者に合わせた地域や縮尺、希望する災害種別で印刷し配布することとしております。

全戸配布につきましては、費用や配布後の更新、災害種別が多岐にわたる等の課題もありますことから、現在の周知方法も含め、より効果的な情報提供の在り方について検討してまいります。

最後に、補聴器購入助成についてお答えします。

購入の助成についてですが、聞こえづらさを感じている方は、日常生活に多くの支障があるものと承知しておりますが、高齢者人口の増加やニーズが多様化する中で、助成制度の検討にあたりましては、高齢者施策全体として、どのような対策を講じていくべきかという視点が必要であると考えております。

なお、現在、国が行っている補聴器と認知機能の低下に関する研究の結果を早急に示すとともに、全国一律の助成制度を創設することを他の政令指定都市とともに、国に要望しているところでございまして、引き続き、その動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 橋本副市長。

○副市長（橋本直明君） 初めに、平和行政についてお答えします。

幕張メッセでの展示会開催についてですが、当該施設の指定管理者が県条例等に基づき、施設利用の可否を判断したもののについて、その内容を個別に評価し施設利用の是非を申し上げることは適当ではないと考えております。

次に、令和8年8月千葉豪雨についてお答えします。

まず、アンダーパスにおける抜本的な対策強化についてですが、既に、通行止めを表示する道路表示板などを設置しており、被災後、車両のアンダーパス部への進入を防止するため、入口部に冠水注意の路面表示を増設したほか、強い雨が予報される際は、SNSでの注意喚起を行うこととしております。

今後は、車両進入防止対策として、エア遮断機などの交通遮断機を増設するとともに、ポンプ機能の増強の可能性や映像監視などアンダーパスにおける冠水事故防止に向けた施設の強化を検討してまいります。

次に、がけ崩れ対策の早急な対応についてですが、土砂災害警戒区域におけるがけ崩れにつきましては、既に調査を完了しており、このうち災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の対象となり得る箇所につきまして、現在、事業の採択に向け、国や千葉県と協議を行っているところでございます。

今後、国の採択を受けた後、速やかに対応を行っていくこととしております。

次に、カーボンニュートラル実現の取組についてお答えします。

事業者のCO₂排出抑制の取組の公表についてですが、一定の温室効果ガスを排出する企業は、毎年国へ排出量を報告しており、環境省のウェブサイトで公表されております。

また、国は事業者の時価総額に応じて、サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量や抑制策を含むサステナビリティ情報の開示を段階的に義務化しているところでございます。

本市としましては、千葉市地球温暖化対策実行計画の進捗状況や国の動向を事業者に周知する上で、これらの情報を活用しており、今後とも、効果的な情報発信に努めてまいります。

次に、農家への支援についてお答えします。

保険に入っていない農業者へのプッシュ型支援についてですが、保険の加入状況も含め、被害の状況や個々の事情を踏まえ、利用可能な支援制度の情報提供や個別の相談対応などを行うなど、農業者一人一人の状況に応じて丁寧に対応してまいります。

最後に、河川氾濫の被害防止についてお答えします。

県が管理する河川の抜本的な改善に向けた協議についてですが、千葉県管理の河川における対策を含めた広域的な内水、外水対策について、県と協議していくこととしております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 教育長。

○教育長（鶴岡克彦君） 学校給食無償化についてお答えいたします。

小学校の給食費の保護者負担についてですが、今後、財政需要の増加が見込まれる中で、教育や子育て支援の施策全体におきましても、限られた財源の中で優先度を見極めて、実施すべき施策を総合的に検討する必要があるとございます。

学校給食につきましては、現状の運営におきましても、人件費や施設管理運営費等に市費

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和8年第3回定例会会議録第4号（9月16日）

を投じており、無償化を実施するには、さらに多額の財源を必要といたします。繰り返しのなりますが、本市としましては、学校給食費無償化につきましては、国の責任において長期的に安定的な財源を確保し、全国で公平に実現されるべきと考えており、引き続き、国に対し、十分な財源措置や速やかな情報提供を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 3回目は意見を述べさせていただきます。

市長は市民生活の実態や地域の課題の把握に努め、市民に寄り添った市政運営に努めていくと答弁されましたが、財政状況が厳しい折、完成まで何年かかるかも事業費もわからないような新湾岸道路に意欲を示し、にぎわいや回遊性が創出できるのか不透明な中心市街地開発にお金をつぎ込んでいくことが、市民に寄り添った市政と言えるのでしょうか。防災・減災のまちづくりに予算を振り向けるとともに、市民が安心して暮らせるよう福祉の充実を図っていくべきです。

千葉豪雨での取組について、早急に総括をし、課題を明らかにして今後の方向性を出し、対応を確実に進めていただきたいと思います。特に死亡者が出たアンダーパスの安全対策や、被害が広範囲に及んだ河川の外水氾濫対策についてスピード感を持って取り組むべきと考えます。

学校給食無償化について、来年度も小学校は無償化するという答えが聞けなかったのは本当に残念です。一旦ゼロにしたものを年間で約1万2000円の保護者負担を強いるのは、物価高騰の中であまりにも子育て世帯に冷たい施策であり、到底市民に寄り添った市政運営とは言えません。市長は一貫して国が一律の制度をつくり財源措置をすべきと言っていますが、国の不十分な制度を補って住民のニーズに対応し独自の支援を届けていくのが地方自治体の住民福祉の在り方であると私たちは考えます。小学校の給食無償化の継続、さらには中学校の給食完全無償化を進めるべきであると意見を表明して、会派の代表質疑を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 安喰初美議員の代表質疑を終わります。以上で代表質疑を終わります。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第122号から第140号までの19議案は、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松坂吉則君） 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労様でした。

午 後 2 時 36 分 散 会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

千葉市議会議長

松 坂 吉 則

千葉市議会議員

佐々木 友 樹

千葉市議会議員

盛 田 眞 弓